```
Ø
                     Ø
Ø
                     Ø
Ø
                      Ø
Ø
                      Ø
Ø
                     Ø
Ø
                     Ø
   美濃加茂市議会
Ø
                     Ø
Ø
                     Ø
   第4回定例会議案
Ø
                     Ø
Ø
                     Ø
Ø
                     Ø
Ø
                     Ø
Ø
                      Ø
Ø
                      Ø
Ø
                     Ø
Ø
                     Ø
Ø
                     Ø
Ø
                     Ø
Ø
                     Ø
Ø
                     Ø
Ø
                     Ø
Ø
                     Ø
Ø
                     Ø
  令和2年11月30日
Ø
                     Ø
Ø
                     Ø
Ø
                     Ø
Ø
                     Ø
Ø
                     Ø
Ø
                     Ø
Ø
                      Ø
```

議案番号	議 案 名	ページ
承第15号	専決処分の承認を求めることについて (令和2年度美濃	
	加茂市一般会計補正予算(第12号))	1
議第89号	美濃加茂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条	
	例について	1 7
議第90号	美濃加茂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部	
	を改正する条例について	2 0
議第91号	美濃加茂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当	
	に関する条例の一部を改正する条例について	2 2
議第92号	美濃加茂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の	
	一部を改正する条例について	2 4
議第93号	美濃加茂市会計年度任用職員の報酬及び費用弁償に関す	
	る条例の一部を改正する条例について	2 6
議第94号	美濃加茂市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改	
	正する条例について	2 9
議第95号	美濃加茂市消防団条例の一部を改正する条例について	3 2
議第96号	美濃加茂市部設置条例の一部を改正する条例について	3 4
議第97号	令和2年度美濃加茂市一般会計補正予算(第13号)	3 6
議第98号	令和2年度美濃加茂市水道事業会計補正予算(第1号)	9 6
議第99号	財産の取得について (保健センター等)	1 0 1
議第100号	財産の取得について (プロジェクター等)	102
議第101号	指定管理者の指定について(総合福祉会館すこやかタウ	
	ン美濃加茂)	103
議第102号	指定管理者の指定について(すこやかタウン美濃加茂デ	
	イサービスセンター)	1 0 4
議第103号	指定管理者の指定について (みのかも健康の森)	1 0 5
議第104号	市道路線の廃止について	106
議第105号	市道路線の認定について	1 0 9
議第106号	市道路線の変更について	1 1 4

議第107号	美濃加茂市と坂祝町の定住自立圏形成協定を変更するこ	
	とについて	1 1 7
議第108号	美濃加茂市と富加町の定住自立圏形成協定を変更するこ	
	とについて	1 2 6
議第109号	美濃加茂市と川辺町の定住自立圏形成協定を変更するこ	
	とについて	1 3 7
議第110号	美濃加茂市と七宗町の定住自立圏形成協定を変更するこ	
	とについて	1 4 8
議第111号	美濃加茂市と八百津町の定住自立圏形成協定を変更する	
	ことについて	1 5 8
議第112号	美濃加茂市と白川町の定住自立圏形成協定を変更するこ	
	とについて	167
議第113号	美濃加茂市と東白川村の定住自立圏形成協定を変更する	
	ことについて	1 7 6

承第15号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、令和2年11月11日別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和2年11月30日提出

美濃加茂市長 伊藤誠 一

令和2年度美濃加茂市一般会計補正予算(第12号)

令和2年度美濃加茂市の一般会計補正予算(第12号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ44,856千円を追加し、歳入 歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31,598,205千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入 (単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金		10, 425, 797	10,000	10, 435, 797
	2 国庫補助金	8, 083, 614	10,000	8, 093, 614
20 繰越金		740, 153	34, 856	775, 009
	1 繰越金	740, 153	34, 856	775, 009
歳入	合 計	31, 553, 349	44, 856	31, 598, 205

2 歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正前の額 補 正 額			
3 民生費		9, 657, 582	4, 856	9, 662, 438		
	1 社会福祉費	3, 985, 162	△7,000	3, 978, 162		
	2 児童福祉費	5, 278, 058	11,856	5, 289, 914		
6 商工費		1, 156, 652	40,000	1, 196, 652		
	1 商工費	1, 156, 652	40,000	1, 196, 652		
歳出	合 計	31, 553, 349	44, 856	31, 598, 205		

予算説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総 括

(歳 入) (単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	10, 425, 797	10,000	10, 435, 797
20 繰越金	740, 153	34, 856	775, 009
歳入合計	31, 553, 349	44, 856	31, 598, 205
	51, 555, 549	44,000	31, 090, 200

(歳 出)

款	補正前の額	補正額	計
3 民生費	9, 657, 582	4, 856	9, 662, 438
6 商工費	1, 156, 652	40,000	1, 196, 652
	1, 130, 032	40,000	1, 190, 032
歳出合計	31, 553, 349	44, 856	31, 598, 205

(単位:千円)

	補	正	額	の	財	源	内	訳	(1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
·特			具			源		_	
国庫支出金	県支出金		_	市債		_	その他		一般財源
2, 000	<u> </u>								2, 856
8, 000								_	32,000
					_				
		İ							
10,000	<u> </u>								34, 856

2 歳 入

(款) 15 国庫支出金 (項) 2 国庫補助金

		款 項 目	補正前の額	補正額	計
		国庫支出金	10, 425, 797	10,000	10, 435, 797
2		国庫補助金	8, 083, 614	10,000	8, 093, 614
	2	民生費国庫補助金	1, 015, 929	2,000	1, 017, 929
	5	商工費国庫補助金	213, 665	8,000	221, 665
	2	2	国庫支出金 2 国庫補助金 2 民生費国庫補助金	国庫支出金 10,425,797 2 国庫補助金 8,083,614 2 民生費国庫補助金 1,015,929	国庫支出金 10,425,797 10,000 2 国庫補助金 8,083,614 10,000 2 民生費国庫補助金 1,015,929 2,000

(一般会計)

節	-			
区分	金 額	説	明	
				-
1 社会福祉費 補助金	△7, 000	1 新型コロナウイルス感染症対応 護・障がい福祉従事者応援事業)	也方創生臨時交付金	(高齢者及び介
2 児童福祉費 補助金	9, 000	1 新型コロナウイルス感染症対応 援事業)	地方創生臨時交付金	(母子家庭等支
1 商工費補助金	8,000	1 新型コロナウイルス感染症対応は 減免支援事業) 2 新型コロナウイルス感染症対応は 応援チケット発行事業) 3 新型コロナウイルス感染症対応は 」対応施設応援事業) 4 新型コロナウイルス感染症対応は みのかも応援チケット発行事業)	也方創生臨時交付金 也方創生臨時交付金 也方創生臨時交付金	△15,000 (先得みのかも △22,000 (「新たな日常 10,000

(款) 20 繰越金 (項) 1 繰越金

	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
0	繰越金	740, 153	34, 856	775, 009
1	繰越金	740, 153	34, 856	775, 009
	1 繰越金	740, 153	34, 856	775, 009

(一般会計)

(単位:千円)

	節			(甲位:干円 <i>)</i>
区	分	金額	説	明
<u> </u>		业 积		
-				
1 繰 	越金	34, 856	1 前年度繰越金	
<u> </u>				

3 歳 出

(款) 3 民生費 (項) 1 社会福祉費

			_		-			補正額の	 財源内訳
		款	項目	補正前の額 補 正 額		額	計	特定財源	一般財源
3			民生費	9, 657, 582		4, 856	9, 662, 438	2,000	2, 856
	1		社会福祉費	3, 985, 162		7,000	3, 978, 162	△7, 000	
		1	社会福祉総務費	614, 133	Δ'	7, 000	607, 133	国庫支出金 △7,000	
	2		児童福祉費	5, 278, 058	1	1,856	5, 289, 914	9,000	2, 856
	2	1	児童福祉費 - 児童福祉総	5, 278, 058		1, 856 1, 856	5, 289, 914	9,000	2, 856

(一般会計)

<u> </u>				 節		(+12.111)
 	区	5	分	金額	説 明	備考
-	<i>A</i> 1	- A	1.45	A.F. 000		
18	負担 助金	担金、 及びる	補 交付	△7, 000	商品券換金時交付金	高齢者及び介護・障がい福祉従事者 応援事業(新型コロナ対策) △7,000
-						
11	役	務	費	33	郵便料	 母子家庭等支援事業(新型コロナ対 策) 11,856
12	委	託	料	303	システム改修	11,000
19	扶	助	費	11, 520	感染症対策ひとり親世帯特別給付金	
L				1	L	<u></u>

(款) 6 商工費 (項) 1 商工費

		-lut		I been a local			補正額の	補正額の財源内訳	
		款	項目	補正前の額	補 正 額	計	特定財源	一般財源	
6			商工費	1, 156, 652	40, 00	0 1, 196, 652	8,000	32,000	
	1		商工費	1, 156, 652	40, 00	0 1, 196, 652	8,000	32,000	
6	1	1				0 1, 196, 652	ļ -		

(一般会計)

Ê	 布	-W PI	(+ \pi, 1 1)
区分	金 額	説 明	備考
10 需 用 費	2,000	印刷製本費	先得みのかも応援チケット発行事業 (新型コロナ対策) △40,000
11 役 務 費	1, 995	チケット引換券郵送料1,848新聞折込手数料147	テナント家賃減免支援事業(新型コロナ対策) △20,000 「新たな日常」対応施設応援事業(
13 使用料及び 賃借料 	5	未使用チケット処分等ごみ処理施設 使用料	新型コロナ対策) 30,000 いろいろ先得みのかも応援チケット 発行事業 (新型コロナ対策)
18 負担金、補助及び交付金	36,000	先得みのかも応援チケット補助金 △40,000 テナント家賃減免支援補助金 △20,000 いろいろ先得みのかも応援チケット 補助金 66,000 「新たな日常」対応施設応援助成金 30,000	発行事業 (新型コロア対策) 70,000

議第89号

美濃加茂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和2年11月30日提出

美濃加茂市長 伊藤誠 一

記

美濃加茂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (美濃加茂市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 美濃加茂市職員の給与に関する条例(昭和29年美濃加茂市条例第23号) の一部を次のように改正する。

TO THE CONTROL OF COURT / DO	
改正後	改正前
(期末手当)	(期末手当)
第20条 (略)	第20条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月 に支給する場合においては100分の13 0、12月に支給する場合においては100 分の125を乗じて得た額(給料表の適用を 受ける職員でその職務の級が6級以上であ るもの(これらの職員のうち、市の規則で定 める職員に限る。第21条において「特定管 理職員」という。)にあつては6月に支給する 場合においては100分の110、12月に 支給する場合においては100分の105 を乗じて得た額)に、基準日以前6箇月以内 の期間におけるその者の在職期間の次の各 号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割 合を乗じて得た額とする。

(1)~(4) (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、10 0分の130を乗じて得た額(給料表の適用 を受ける職員でその職務の級が6級以上で あるもの(これらの職員のうち、市の規則で 定める職員に限る。第21条において「特定 管理職員」という。)にあつては100分の1 10を乗じて得た額)に、基準日以前6箇月 以内の期間におけるその者の在職期間の次 の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定め る割合を乗じて得た額とする。

(1) \sim (4) (略)

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の130」及び「100分の125」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の110」及び「100分の105」とあるのは「100分の62.5」とする。

4 · 5 (略)

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の130」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の110」とあるのは「100分の62.5」とする。

4 • 5 (略)

第2条 美濃加茂市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(期末手当)	(期末手当)
第20条(略)	第20条 (略)
2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、10	2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月
<u>0分の127.5</u> を乗じて得た額(給料表の	に支給する場合においては100分の13

(1)~(4) (略)

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の62.5」とする。

4·5 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月 に支給する場合においては100分の13 0、12月に支給する場合においては100 分の125を乗じて得た額(給料表の適用を 受ける職員でその職務の級が6級以上であ るもの(これらの職員のうち、市の規則で定 める職員に限る。第21条において「特定管 理職員」という。)にあつては6月に支給す る場合においては100分の110、12月 に支給する場合においては100分の10 5を乗じて得た額)に、基準日以前6箇月以 内の期間におけるその者の在職期間の次の 各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める 割合を乗じて得た額とする。

(1)~(4) (略)

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の130」及び「100分の125」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の110」及び「100分の105」とあるのは「100分の62.5」とする。

附則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和3年4月1日から

4 • 5 (略)

施行する。

議第90号

美濃加茂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を下記の とおり制定する。

令和2年11月30日提出

美濃加茂市長 伊藤誠 一

記

美濃加茂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (美濃加茂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 美濃加茂市常勤の特別職職員の給与に関する条例(昭和41年美濃加茂市 条例第21号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(期末手当)	(期末手当)
第5条 (略)	第5条 (略)
2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現	2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現
在(同項後段に規定する者にあつては、任期	在(同項後段に規定する者にあつては、任期
満了、退職、失職又は死亡の日現在)におい	満了、退職、失職又は死亡の日現在)におい
て職員が受けるべき給料月額及びその額に	て職員が受けるべき給料月額及びその額に
100分の20を乗じて得た額の合計額に、	100分の20を乗じて得た額の合計額に、
6月に支給する場合においては100分の	100分の225を乗じた額に、基準日以前
225 <u>、12月に支給する場合においては1</u>	におけるその者の在職期間の区分に応じて
00分の220を乗じた額に、基準日以前に	一般職の職員の例により一定の割合を乗じ
おけるその者の在職期間の区分に応じて一	て得た額とする。
般職の職員の例により一定の割合を乗じて	
得た額とする。	

第2条 美濃加茂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(期末手当)	(期末手当)

第5条 (略)

2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在(同項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在)において職員が受けるべき給料月額及びその額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、100分の222.5を乗じた額に、基準日以前におけるその者の在職期間の区分に応じて一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。

第5条 (略)

2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在(同項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在)において職員が受けるべき給料月額及びその額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の225、12月に支給する場合においては100分の220を乗じた額に、基準日以前におけるその者の在職期間の区分に応じて一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。

附則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和3年4月1日から施行する。

議第91号

美濃加茂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例 の一部を改正する条例について

美濃加茂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和2年11月30日提出

美濃加茂市長 伊藤誠 一

記

美濃加茂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

(美濃加茂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改 正)

第1条 美濃加茂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(昭和42年美濃加茂市条例第2号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(期末手当)	(期末手当)
第5条 (略)	第5条 (略)

2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在(同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在)において同項に規定するものが受けるべき報酬月額及びその額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の225、12月に支給する場合においては100分の220を乗じた額に、基準日以前におけるその者の在職期間の区分に応じて、美濃加茂市職員の給与に関する条例(昭和29年美濃加茂市条例第23号)の規定により期末手当を受ける職員(以下「一般

2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在(同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在)において同項に規定するものが受けるべき報酬月額及びその額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、100分の225を乗じた額に、基準日以前におけるその者の在職期間の区分に応じて、美濃加茂市職員の給与に関する条例(昭和29年美濃加茂市条例第23号)の規定により期末手当を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)の例により一定の割合を乗じて得た額とする。

職の職員」という。)の例により一定の割合を 乗じて得た額とする。

第2条 美濃加茂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

present of the start of	
改正後	改正前
(期末手当)	(期末手当)
第 5 条 (略)	第5条 (略)

2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在(同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在)において同項に規定するものが受けるべき報酬月額及びその額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、100分の222.5を乗じた額に、基準日以前におけるその者の在職期間の区分に応じて、美濃加茂市職員の給与に関する条例(昭和29年美濃加茂市条例第23号)の規定により期末手当を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)の例により一定の割合を乗じて得た額とする。

2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在(同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在)において同項に規定するものが受けるべき報酬月額及びその額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の225、12月に支給する場合においては100分の220を乗じた額に、基準日以前におけるその者の在職期間の区分に応じて、美濃加茂市職員の給与に関する条例(昭和29年美濃加茂市条例第23号)の規定により期末手当を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)の例により一定の割合を乗じて得た額とする。

附則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和3年4月1日から 施行する。

議第92号

美濃加茂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を下 記のとおり制定する。

令和2年11月30日提出

美濃加茂市長 伊藤誠 一

記

美濃加茂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例 (美濃加茂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第1条 美濃加茂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成26年美濃加茂市条例第2号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(給与条例の適用除外等)	(給与条例の適用除外等)
第9条 (略)	第9条 (略)
2 特定任期付職員に対する給与条例第19	2 特定任期付職員に対する給与条例第19
条の2第1項及び第20条第2項の規定の	条の2第1項及び第20条第2項の規定の
適用については、給与条例第19条の2第1	適用については、給与条例第19条の2第1
項中「管理職員が」とあるのは「管理職員(美	項中「管理職員が」とあるのは「管理職員(美
濃加茂市一般職の任期付職員の採用等に関	濃加茂市一般職の任期付職員の採用等に関
する条例(平成26年美濃加茂市条例第2	する条例(平成26年美濃加茂市条例第2
号) 第7条第1項に規定する特定任期付職員	号) 第7条第1項に規定する特定任期付職員
を含む。)」と、給与条例第20条第2項中「1	を含む。)」と、給与条例第20条第2項中「1
00分の130」とあるのは「100分の1	00分の130」とあるのは「100分の1
70」、「100分の125」とあるのは「1	70」とする。
<u>00分の165」</u> とする。	

第2条 美濃加茂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように 改正する。

改正後	改正前
(給与条例の適用除外等)	(給与条例の適用除外等)

第9条 (略)

2 特定任期付職員に対する給与条例第19条の2第1項及び第20条第2項の規定の適用については、給与条例第19条の2第1項中「管理職員が」とあるのは「管理職員(美濃加茂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成26年美濃加茂市条例第2号)第7条第1項に規定する特定任期付職員を含む。)」と、給与条例第20条第2項中「100分の127.5」とあるのは「100分の167.5」とする。

第9条 (略)

2 特定任期付職員に対する給与条例第19条の2第1項及び第20条第2項の規定の適用については、給与条例第19条の2第1項中「管理職員が」とあるのは「管理職員(美濃加茂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成26年美濃加茂市条例第2号)第7条第1項に規定する特定任期付職員を含む。)」と、給与条例第20条第2項中「100分の130」とあるのは「100分の170」、「100分の125」とあるのは「100分の165」とする。

附則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和3年4月1日から 施行する。 議第93号

美濃加茂市会計年度任用職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部 を改正する条例について

美濃加茂市会計年度任用職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する 条例を下記のとおり制定する。

令和2年11月30日提出

美濃加茂市長 伊藤誠 一

記

美濃加茂市会計年度任用職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(美濃加茂市会計年度任用職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正) 第1条 美濃加茂市会計年度任用職員の報酬及び費用弁償に関する条例(令和元年

美濃加茂市条例第3号)の一部を次のように改正する。

(期末手当)

第8条 美濃加茂市職員の給与に関する条例 (昭和29年美濃加茂市条例第23号。以下「給与条例」という。)第20条から第20条の3までの規定は、任期の定めが6箇月以上のパートタイム会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。)について準用する。この場合において、給与条例第20条第2項中「100分の130」及び「100分の125」とあるのは「100分の72.5」とあるのは「100分の72.5」と、給与条例第20条第4項中「それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した問現在)において職員が受けるべき給料(育児短時間勤務職員等にあつて

(期末手当)

第8条 美濃加茂市職員の給与に関する条例 (昭和29年美濃加茂市条例第23号。以下 「給与条例」という。)第20条から第20条 の3までの規定は、任期の定めが6箇月以上 のパートタイム会計年度任用職員(1週間当 たりの勤務時間が著しく少ない者として規 則で定めるものを除く。以下この条において 同じ。)について準用する。この場合において、給与条例第20条第2項中「100分の130」とあるのは「100分の72.5」と、給与条例第20条第4項中「それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)に おいて職員が受けるべき給料(育児短時間勤 務職員等にあつては、給料の月額を算出率で

は、給料の月額を算出率で除して得た額)及 び扶養手当の月額並びにこれらに対する地 域手当の月額の合計額」とあるのは「前基準 日の翌日からそれぞれその基準日(退職し、 又は死亡した職員にあつては、退職し、又は 死亡した日) までの在職期間における報酬 (第4条から第6条までの規定により支給 された報酬を除く。)の1月当たりの平均額」 とする。

改正後

除して得た額) 及び扶養手当の月額並びにこ れらに対する地域手当の月額の合計額」とあ るのは「前基準日の翌日からそれぞれその基 準日(退職し、又は死亡した職員にあつては、 退職し、又は死亡した日) までの在職期間に おける報酬(第4条から第6条までの規定に より支給された報酬を除く。)の1月当たり の平均額」とする。

 $2 \sim 4$ (略)

 $2 \sim 4$ (略)

(期末手当)

第2条 美濃加茂市会計年度任用職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次

のように改正する。

(期末手当)

第8条 美濃加茂市職員の給与に関する条例 (昭和29年美濃加茂市条例第23号。以下 「給与条例」という。)第20条から第20条 の3までの規定は、任期の定めが6箇月以上 のパートタイム会計年度任用職員(1週間当 たりの勤務時間が著しく少ない者として規 則で定めるものを除く。以下この条において 同じ。) について準用する。この場合におい て、給与条例第20条第2項中「100分の 127.5」とあるのは「100分の72. 5」と、給与条例第20条第4項中「それぞ れその基準日現在(退職し、又は死亡した職 員にあっては、退職し、又は死亡した日現在) において職員が受けるべき給料(育児短時間 勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率 で除して得た額)及び扶養手当の月額並びに これらに対する地域手当の月額の合計額」と あるのは「前基準日の翌日からそれぞれその 基準日(退職し、又は死亡した職員にあつて は、退職し、又は死亡した日)までの在職期 間における報酬(第4条から第6条までの規 定により支給された報酬を除く。)の1月当 改正前

第8条 美濃加茂市職員の給与に関する条例 (昭和29年美濃加茂市条例第23号。以下 「給与条例」という。)第20条から第20条 の3までの規定は、任期の定めが6箇月以上 のパートタイム会計年度任用職員(1週間当 たりの勤務時間が著しく少ない者として規 則で定めるものを除く。以下この条において 同じ。) について準用する。この場合におい て、給与条例第20条第2項中「100分の 130」及び「100分の125」とあるの は「100分の72.5」と、給与条例第2 0条第4項中「それぞれその基準日現在(退 職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、 又は死亡した日現在)において職員が受ける べき給料(育児短時間勤務職員等にあつて は、給料の月額を算出率で除して得た額)及 び扶養手当の月額並びにこれらに対する地 域手当の月額の合計額」とあるのは「前基準 日の翌日からそれぞれその基準日(退職し、 又は死亡した職員にあつては、退職し、又は 死亡した日)までの在職期間における報酬 (第4条から第6条までの規定により支給

たりの平均額」とする。	された報酬を除く。)の1月当たりの平均額」
	とする。
$2\sim4$ (略)	2~4 (略)

附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和3年4月1日から 施行する。

議第94号

美濃加茂市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例に ついて

美濃加茂市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和2年11月30日提出

美濃加茂市長 伊藤誠 一

記

美濃加茂市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 (美濃加茂市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第1条 美濃加茂市職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和42年美濃加茂市条例 第4号)の一部を次のように改正する。

Madi Me Mos Meder Las	
改正後	改正前
(種類)	(種類)
第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおり	第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおり
とする。	とする。
(1)~(3) (略)	(1)~(3) (略)
(4) 災害対策業務手当	
(感染症防疫作業手当)	(感染症防疫作業手当)
第3条 感染症防疫作業手当は、職員が市長	第3条 感染症防疫作業手当は、職員が市長

第3条 感染症防疫作業手当は、職員が市長の命により感染症患者若しくは感染症の疑のある患者を隔離、若しくは移送又は病原体の付着した物件若しくは付着の危険がある物件の消毒その他の処理作業に従事したとき、勤務1日につき、1,000円を支給する。

(犬猫等死体処理手当)

第5条 犬猫等死体処理手当は、<u>職員が市長</u> の命により大猫等の死体を処理したとき、 第3条 感染症防疫作業手当は、職員が市長の命により感染症患者若しくは感染症の疑のある患者を隔離、若しくは移送又は病原体の付着した物件若しくは付着の危険がある物件の消毒その他の処理作業に従事したとき勤務1日につき、<u>500円</u>を支給する。

(犬猫等死体処理手当)

第5条 犬猫等死体処理手当は、犬猫等の死 体を処理した職員1人1日につき400円 <u>勤務</u>1日につき<u>、1,000円</u>を支給する。

(災害対策業務手当)

- 第6条 災害対策業務手当は、職員が美濃加茂市災害対策本部(災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の2第1項の規定に基づき美濃加茂市地域防災計画の定めるところにより設置する災害対策本部をいう。)が設置された場合に災害対策本部長の命を受けて行う避難所の開設及び運営業務並びに災害等が発生し、又は発生するおそれがある現場において行う作業等に従事したとき、勤務1日につき、1,000円を支給する。
- 2 前項の規定による勤務が午前 0 時を超え る場合で、次の各号に該当するときは、勤 務1日とみなす。
 - (1) 勤務時間が7時間45分以内となると
 - (2) <u>勤務の開始時間が、午後11時以降の</u> とき
 - (3) 勤務の終了時間が、午前1時以前のとき

(支給方法)

第7条 (略)

附則

(施行期日)

1 この条例は、昭和42年4月1日から施 行する。

(新型コロナウイルス感染症により生じた 事態に対処するための防疫等作業に従事す る職員の特殊勤務手当の特例)

2 <u>防疫等作業に従事する職員の特殊勤務手</u> 当は、職員が新型コロナウイルス感染症を を支給する。

(支給方法)

第6条 (略)

附則

この条例は、昭和42年4月1日から施行する。

指定感染症として定める等の政令(令和2 年政令第11号)第1条に規定する新型コロナウイルス感染症(以下「新型コロナウイルス感染症(以下「新型コロナウイルス感染症」という。)から市民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業であって市長が定めるものに従事したときに支給する。この場合において、第3条に規定する手当は、支給しない。

- 3 前項に規定する手当の額は、勤務1日に つき、次に掲げる額を支給する。
 - (1) 新型コロナウイルス感染症の患者若し くはその疑いのある者の身体に接触して 又はこれらの者に長時間にわたり接して 行う作業その他市長がこれに準ずると認 める作業に従事したとき 4,000円
 - (2) 前号に掲げる作業以外の作業に従事し たとき 3,000円

附則

この条例は、公布の日から施行する。

議第95号

美濃加茂市消防団条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市消防団条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和2年11月30日提出

美濃加茂市長 伊藤誠 一

記

美濃加茂市消防団条例の一部を改正する条例

美濃加茂市消防団条例(平成4年美濃加茂市条例第26号)の一部を次のように 改正する。

改正後	改正前
(費用弁償)	(費用弁償)
第12条 消防団員が水火災、警戒、訓練等の	第12条 消防団員が水火災、警戒、訓練等の
職務に従事する場合に支給する費用弁償の	職務に従事する場合に <u>おいては、1回につき</u>
額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各	1,200円を費用弁償として支給する。
号に定めるとおりとする。ただし、第1号及	
び第2号の職務に4時間を超えて従事した	
ときは、2倍の額を支給する。	
(1) 水火災その他の災害による災害出動	
1回につき2,000円	
(2) 警戒、訓練、指導、広報その他の出動	
1回につき1,800円	
(3) 前 2 号に掲げるもの以外の出動 1回	
につき1, 200円	
2 (略)	2 (略)

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
 - (経過措置)
- 2 この条例の施行の日前に支給すべき事由の生じた費用弁償については、改正後

の条例第12条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

議第96号

美濃加茂市部設置条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市部設置条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和2年11月30日提出

美濃加茂市長 伊藤誠 一

記

美濃加茂市部設置条例の一部を改正する条例

美濃加茂市部設置条例(平成12年美濃加茂市条例第1号)の一部を次のように 改正する。

以正 9 る。	サエ芸
改正後	改正前
(設置)	(設置)
第1条 地方自治法(昭和22年法律第67	第1条 地方自治法(昭和22年法律第67
号) 第158条第1項の規定により、市長	号)第158条第1項の規定により、市長
の権限に属する事務を分掌させるため、次	の権限に属する事務を分掌させるため、次
の部を置く。	の部を置く。
(1) \sim (3) (略)	(1)~(3) (略)
(4) 都市政策部	
$\underline{(5)\sim(7)}\qquad (略)$	$\underline{(4)\sim(6)} \qquad (略)$
(事務分掌)	(事務分掌)
第2条 部の主な事務分掌は、次のとおりと	第2条 部の主な事務分掌は、次のとおりと
する。	する。
(1)~(3) (略)	(1)~(3) (略)
(4) 都市政策部	
<u>ア</u> 都市計画に関すること。	
<u>イ</u> 立地適正化計画に関すること。	
<u>ウ</u> 住宅政策に関すること。	
<u>エ</u> 開発指導に関すること。	
オ 土地区画整理に関すること。	

カ 企業誘致に関すること。 (5) 建設水道部

<u>ア</u> 道路及び河川に関すること。

<u>イ</u> 公園に関すること。

 $(6) \cdot (7)$ (略)

(4) 建設水道部

ア 都市計画に関すること。

<u>イ</u> 住宅政策に関すること。

<u>ウ</u> 開発指導に関すること。

工 土地区画整理に関すること。

才 道路及び河川に関すること。

<u>カ</u> 公園に関すること。

キ 企業誘致に関すること。

 $\underline{(5)\cdot(6)}\qquad (略)$

附則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議第97号

令和2年度美濃加茂市一般会計補正予算(第13号)

令和2年度美濃加茂市の一般会計補正予算(第13号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ169,535千円を追加し、歳 入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31,767,740千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入 歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

- 第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により、 翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。 (債務負担行為の補正)
- 第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。 (地方債の補正)
- 第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和2年11月30日提出

美濃加茂市長 伊藤誠 一

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入 (単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金		10, 435, 797	90, 894	10, 526, 691
	2 国庫補助金	8, 093, 614	90, 894	8, 184, 508
20 繰越金		775, 009	13, 641	788, 650
	1 繰越金	775, 009	13, 641	788, 650
22 市 債		3, 776, 800	65, 000	3, 841, 800
	1 市 債	3, 776, 800	65, 000	3, 841, 800
歳入	合 計	31, 598, 205	169, 535	31, 767, 740

2 歳 出 (単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		169, 856	484	170, 340
	1 議会費	169, 856	484	170, 340
2 総務費		8, 554, 048	25, 950	8, 579, 998
	1 総務管理費	7, 981, 464	6, 649	7, 988, 113
	2 徴税費	343, 133	18, 253	361, 386
	3 戸籍住民基本台帳 費	147, 287	5, 120	152, 407
	4 選 挙 費	37, 377	△79	37, 298
	6 監査委員費	18, 112	△3, 993	14, 119
3 民生費		9, 662, 438	△18, 202	9, 644, 236
	1 社会福祉費	3, 978, 162	14, 177	3, 992, 339
	2 児童福祉費	5, 289, 914	△31, 795	5, 258, 119
	3 生活保護費	394, 262	△584	393, 678
4 衛生費		1, 983, 776	10, 420	1, 994, 196
	1 保健衛生費	1, 205, 406	2, 420	1, 207, 826
	3 上水道費	1,020	8,000	9, 020
5 農林業費		689, 651	1, 190	690, 841
	1農業費	493, 696	△2, 612	491, 084
ī	2 林業費	195, 955	3, 802	199, 757
6 商工費		1, 196, 652	73, 801	1, 270, 453
	1 商工費	1, 196, 652	73, 801	1, 270, 453
7 土木費		2, 253, 473	6, 665	2, 260, 138
	1 土木管理費	12, 376	△38	12, 338
	2 道路橋りょう費	702, 494	5, 032	707, 526
	3 河川費	90, 377	1, 471	91, 848
	4 都市計画費	1, 369, 384	200	1, 369, 584
8 消防費		1, 659, 488	63, 106	1, 722, 594
	1 消防費	1, 659, 488	63, 106	1, 722, 594
9 教育費		3, 680, 714	6, 121	3, 686, 835
	1 教育総務費	782, 841	△925	781, 916
	5 社会教育費	1, 326, 494	5, 947	1, 332, 441

款項		補正前の額	補 正 額	計	
	6 保健体育費		902, 500	1,099	903, 599
ļ	歳出	合 計	31, 598, 205	169, 535	31, 767, 740

第2表

繰 越 明 許 費

款	項	事	業	名	金	額
7 土木費	2 道路橋りょう費	橋りよう補修事業			5	千円 56,000
8 消防費	1 消防費	地域防災力強化事業			7	3,217

第 3 表

債務負担行為補正

(追加) (単位:千円)

事項	期間	限 度 額
総合福祉会館すこやかタウン美濃加茂管理運営業務	自 令和3年度至 令和7年度	194 ()45 1
みのかも健康の森管理運営業務	自 令和3年度至 令和7年度	hh 7h0 l
学校給食センター給食調理業務等	自 令和3年度至 令和8年度	656 700 1

第 4 表

地 方 債 補 正

(変更)

起債の目的		補	Œ į	前	1	浦 ፲	E 征	发
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
地域防災力強化事業	手円 8,500	証書借入	借り入れる政府資金共団を 所資金共団体金 融機では、 の見でした でしたでした にして でしては、 当該	ついては、その融いでは、その融の場合には、他の場合になる。 他の借うるものによる。ただのは、市財政のはし、市財政の	73,500	変更なし	変更なし	変更なし

予算説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総 括

(歳 入) (単位:千円)

款	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金	10, 435, 797	90, 894	10, 526, 691
20 繰越金	775, 009	13, 641	788, 650
22 市 債	3, 776, 800	65, 000	3, 841, 800
歳 入 合 計	31, 598, 205	169, 535	31, 767, 740
"" / L H H I	31,000,200	100,000	01, 101, 110

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費	169, 856	484	170, 340
2 総務費	8, 554, 048	25, 950	8, 579, 998
3 民生費	9, 662, 438	△18, 202	9, 644, 236
4 衛 生 費	1, 983, 776	10, 420	1, 994, 196
5 農林業費	689, 651	1, 190	690, 841
6 商工費	1, 196, 652	73, 801	1, 270, 453
7 土木費	2, 253, 473	6, 665	2, 260, 138
8 消防費	1, 659, 488	63, 106	1, 722, 594
9 教育費	3, 680, 714	6, 121	3, 686, 835
歳 出 合 計	31, 598, 205	169, 535	31, 767, 740

(単位:千円)

15, 894	東 定 大	財市債	才 源 内 源 その他	訳 - 般財源 - 484 - 10,056
国庫支出金		T		484 10, 056
15, 894				10,056
				10,056
				△18, 202
6, 000			1	4, 420
		!		1, 190
69, 000				4, 801
				6, 665
		65, 000		△1,894
				6, 121
90, 894		65, 000		13, 641

2 歳 入

(款) 15 国庫支出金 (項) 2 国庫補助金

			款 項 目	補正前の額	補正額	計
15			国庫支出金	10, 435, 797	90, 894	10, 526, 691
	2		国庫補助金	8, 093, 614	90, 894	8, 184, 508
		1	総務費国庫補助金	5, 878, 284	15, 894	5, 894, 178
		3	衛生費国庫補助金	299, 282	6, 000	305, 282
		5	商工費国庫補助金	221, 665	69, 000	290, 665

節				-
区分	金額	説	明	
				-
1 総務管理費 補助金	9,000	1 新型コロナウイルス感染症対応地方 営安定支援事業)	創生臨時交付金	(長良川鉄道経
2 戸籍住民基 本台帳費補 助金	6, 894	1 個人番号カード交付事業費補助金		
3 上水道費補 助金	6, 000	1 新型コロナウイルス感染症対応地方 金)	創生臨時交付金	(水道事業負担
1 商工費補助金	69, 000	1 新型コロナウイルス感染症対応地方ロナ感染症拡大防止協力金負担金)	創生臨時交付金	(岐阜県新型コ

(款) 20 繰越金 (項) 1 繰越金

1		款 項 目	補正前の額	補正額	計
20		繰越金	775, 009	13, 641	788, 650
	1	繰越金	775, 009	13, 641	788, 650
	-				-

 [説明		
区 分	金 額	R7L	<i>1</i> 91	
1 繰 越 金	13, 641	1 前年度繰越金		
			-	
			-	
_	·			
<u>-</u>				
<u>-</u>				

(款) 22 市 債 (項) 1 市 債

	(坦)	1 III (f)			<u> </u>
		款 項 目	補正前の額	補正額	計
22		市 債	3, 776, 800	65, 000	3, 841, 800
1		市 債	3, 776, 800	65, 000	3, 841, 800
	5		_	-	

節				(甲位:)	
区	分	金額	説	明	
		小 が 16			
-					
	-1				
1 消	防債	65, 000	1 地域防災力強化事業		
<u> </u>					

3 歳 出

(款) 1 議会費 (項) 1 議会費

1 議会費 169,856 484 170,340 4 1 議会費 169,856 484 170,340 4			坦)			1-45		der	-3.1	補正額の	 財源内訳
1 議会費 169,856 484 170,340 4			款		補止前の額	補	止	額	計	特定財源	一般財源
	1			議会費	169, 856			484	170, 340		484
1 議会費 169,856 484 170,340 4		1		議会費	169, 856			484	170, 340		484
		1	1	議会費	169, 856			484	170, 340		

負	ή			/++:	十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二
区分	金 額	説明		備	考
1報 酬	△351	議員報酬 月額任用職員	$\triangle 353$	議員費 人件費 会計年度任用職員給	△353 800 37
2 給 料	116	一般職給			
3 職員手当等	585	扶養手当 地域手当 住居手当 期末手当 期就手当 別勉手当 児童手当 一般職退職手当負担金	121 8 289 △60 △7 36 180 18		
4 共 済 費	99	職員共済組合負担金			
8 旅 費	35	通勤に係る費用弁償			

(款) 2 総務費 (項) 1 総務管理費

		±4.	75 D	*************************************		⇒ 1	補正額の	財源内訳
		款	項目	補正前の額	補正額	計	特定財源	一般財源
2			総務費	8, 554, 048	25, 950	8, 579, 998	15, 894	10, 056
	1		総務管理費	7, 981, 464	6, 649	7, 988, 113	9,000	△2, 351
		1	一般管理費	881, 117	△4, 045	877, 072		△4, 045
		7	企 画 費 市民まちづ くり推進費	846, 632 78, 477	9, 066 1, 628	855, 698 80, 105	国庫支出金 9,000	1, 628
	2	1	徴税費	343, 133 171, 577	18, 253 17, 665	361, 386 189, 242		18, 253 17, 665
		2	賦課徴収費	171, 556	588	172, 144		588

貿	 j	<u> </u>	(単位:干円)
区分	金額	説 明 	備考
2 給 料	<u>△14, 000</u>		
3 職員手当等	3, 015	扶養手当593地域手当505住居手当903通勤手当50時間外勤務手当827管理職手当746期末手当△1,672勤勉手当△443単身赴任手当552特別職期末手当△94一般職退職手当負担金1,048	人件費 △7,400 会計年度任用職員給 3,355
4 共 済 費	6, 940	職員共済組合負担金 3,525 会計年度任用職員健康保険等負担金 3,355 特別職共済負担金 60	
18 負担金、補 助及び交付 金	9, 066	長良川鉄道経営安定対策補助金(新型コロナ対策経営支援)	長良川鉄道経営安定支援事業(新型 コロナ対策) 9,066
1 報 酉州	1, 492	月額任用職員	 会計年度任用職員給 1,628
3 職員手当等	139	期末手当	1,020 1,020
8 旅 費	△3	通勤に係る費用弁償	
2 給 料	9, 640	一般職給	人件費 17,665
3 職員手当等	4, 946	扶養手当373地域手当299住居手当△335通勤手当72期末手当1,694勤勉手当1,330一般職退職手当負担金1,513	
4 共 済 費	3, 079	職員共済組合負担金	

(款) 2 総務費 (項) 2 徴税費

	去石	· 四	地工芸の畑	·	≟ I.	補正額の	財源内訳
	款	項目	補正前の額	補正額	計	特定財源	一般財源
							_
3		戸籍住民基 本台帳費	147, 287	5, 120	152, 407	6, 894	$\triangle 1,774$
	1	戸籍住民基本台帳費	147, 287	5, 120	152, 407	国庫支出金 6,894	$\triangle 1,774$
4	1	選挙費 選挙管理委員会費	7, 124	△79 △79	37, 298 7, 045		△79 △79
6	1	監査委員費	18, 112 18, 112	△3, 993 △3, 993	14, 119 14, 119		△3, 993 △3, 993
		III. E. 女只只	10, 112	Δυ, 330	17, 117		∠30, 333

Γ	節			 冇		=			(単位:十円)	
-	区	5		金	額	説明		備	考	
1	報		酬		588	時間額任用職員		会計年度任用職員給	588	
1	報		酬		982	月額任用職員		住民基本台帳事務	6, 894	
2	給		料		△1, 962	一般職給		人件費 会計年度任用職員給	$\triangle 2,802 \\ 1,028$	
3	職」	員手当	当等		△146	住居手当 4	.65 135 .11 .072 .606 160			
4	共	済	費		△648	職員共済組合負担金				
18	負助金	担金、及びる	補 を付		6, 894	通知カード・個人番号カード交付	寸金			
<u> </u>										
2	給		料		11	一般職給		人件費	△79	
3	職」	員手当	当等		14	地域手当 勤勉手当 一般職退職手当負担金	2 10 2			
4	共	済	費		△104	職員共済組合負担金				
2	給		料		△1, 289	一般職給		人件費	△3, 993	
3	職」	員手当	当等		△1, 885	地域手当 △ 通勤手当 △ 期末手当 △ 勤勉手当 △ 一般職退職手当負担金 △	514			
4	共	済	費		△819	職員共済組合負担金				

(款) 3 民生費 (項) 1 社会福祉費

	+1		1-5	15 - 45	31	補正額の別	財源内訳
	款	項目	補正前の額	補 正 額	計	特定財源	一般財源
3		民生費	9, 662, 438	△18, 202	9, 644, 236		△18, 202
1		社会福祉費	3, 978, 162	14, 177	3, 992, 339		14, 177
	1	社会福祉総務費	607, 133	1,766	608, 899		1,766
	3	老人福祉費	761, 024	2, 205	763, 229		2, 205
	5	自立支援費	1, 253, 677	9, 119	1, 262, 796		9, 119
	7	国民年金費	14, 111	1, 087	15, 198		1,087
2	1	児童福祉費 児童福祉総 務費	5, 289, 914 146, 810	△31, 795 1, 788	5, 258, 119 148, 598		△31, 795 1, 788

_	 節		(単位:十円)
区分	金額	- 説 明 -	備考
1報 酬	2,077	月額任用職員	人件費 △475 会計年度任用職員給 2,241
2 給 料	1, 553	一般職給	
3 職員手当等	△1,855	扶養手当	
4 共 済 費	△9	職員共済組合負担金	
-			
1 報 酬	269	月額任用職員	デイサービスセンター整備事業
3 職員手当等	22	期末手当	1,914 会計年度任用職員給 291
14 工事請負費	1,914	西デイサービスセンター高圧設備機 器取替	
22 償還金、和 子及び割引 料	9, 119	国庫負担金等返還金	自立支援費事務費 7,859 自立支援医療費給付事業 1,260
 1 報 酬	358	 時間額任用職員	人件費 697
2 給 料		一般職給	会計年度任用職員給 390
3 職員手当等		地域手当 10 通勤手当 28 期末手当 75 勤勉手当 61 一般職退職手当負担金 53	
4 共 済 費	195	職員共済組合負担金	
8 旅 費	7	通勤に係る費用弁償	
1 報 酬	4, 230	月額任用職員 3,138 時間額任用職員 1,092	人件費 △2,796 会計年度任用職員給 4,584

(款) 3 民 生 費 (項) 2 児童福祉費

±/ ₂	万 日		址 工 姫	⇒ I.	補正額の財源内訳	
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	項目	補正前の額	補正額	計	特定財源	一般財源
4	保育園施設費	2, 037, 865	△29, 975	2, 007, 890		
5	カナリヤの 家費	70, 318	△3, 608	66, 710		
31	生活保護費 生活保護総務費	394, 262 36, 961	△584 △1, 399	393, 678 35, 562		△584 △1, 399

[]					(単位:下円)
区分	金額	説明		備	考
2 給 料	$\triangle 1, 253$				
3 職員手当等	△125	扶養手当 地域手当 通勤手当 時間外勤務手当 期末手当 勤勉手当 一般職退職手当負担金	$\triangle 119$ $\triangle 40$ 97 $1, 264$ $\triangle 309$ $\triangle 392$ $\triangle 626$		
4 共 済 費	△1,075	職員共済組合負担金			
8 旅 費	11	通勤に係る費用弁償			
1 報 動	△22, 000	時間額任用職員		人件費 会計年度任用職員給	$\triangle 5,975 \\ \triangle 24,000$
2 給 料	△2, 854	一般職給		云可平及压川城兵相	△24,000
3 職員手当等	△2, 526	扶養手当 生生 生 生 生 生 生 生 生 生 生 生 生 生 生 生 生 生 生	301 $\triangle 86$ 468 217 41 $\triangle 2,857$ $\triangle 302$ 120 $\triangle 428$		
4 共 済 費	△1, 095	職員共済組合負担金			
8 旅 費	△1, 500	通勤に係る費用弁償			
1報酬	△2, 130	月額任用職員		人件費	$\triangle 1, 202 \\ \triangle 2, 406$
2 給 料	△512	一般職給		会計年度任用職員給	$\triangle 2,400$
3 職員手当等	△946	扶養手当 地域手当 通勤手当 期末手当 動勉手当 児童手当 一般職退職手当負担金			
4 共 済 費	△20	職員共済組合負担金			
2 給 料	232	一般職給		人件費	△1, 399
3 職員手当等	△1, 510	扶養手当 地域手当	△281 △1		_

(款) 3 民 生 費 (項) 3 生活保護費

	快/	3 生佔体設質	対正治の類		站 正 婚	⇒ 1	補正額の	財源内訳	
	款	項目補正前の額		· / / / / / / / / / / / / / / / / / / /	補 正 額 計		計	特定財源	一般財源
-		上江田紀 之	70 110			015	70, 001		015
	3	生活困窮者 自立支援費	73, 116			815	73, 931		815

	筤	 布	-3V. III	-	744-	十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二
区	分	金額	説明		備	考
			住居手当 期末手当 勤勉手当 児童手当 一般職退職手当負担金	$\triangle 237$ $\triangle 303$ $\triangle 169$ $\triangle 555$ 36		
4 共 済	費	△121	職員共済組合負担金			
1 報	酬	837	月額任用職員		会計年度任用職員給	815
8 旅	費	△22	通勤に係る費用弁償			
						=
						-
						-

(款) 4 衛 生 費 (項) 1 保健衛生費

		快/	1 体使倒生复			da⊊	補正額の	財源内訳
		款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	特定財源	一般財源
4			衛 生 費	1, 983, 776	10, 42	1, 994, 196	6, 000	4, 420
	1		保健衛生費	1, 205, 406	2, 42	1, 207, 826		2, 420
		1	保健衛生総 務費	266, 115	2, 42	268, 535		2, 420
	3		上水道費	1,020	8,000		6,000	2,000
			上水道費	1,020	8,00	9,020	国庫支出金6,000	2,000

節				/±±	十二、1117
区分	金 額	説 明		備	考
2 給 料 3 職員手当等	1, 988 129	一般職給扶養手当	181	人件費	2, 420
3	129	扶養手当 地域手当 通勤手当 期末手当 勤勉手当 児童手当 一般職退職手当負担金	$ \begin{array}{r} 66 \\ 171 \\ $		
4 共 済 費	303	職員共済組合負担金			
18 負担金、補助及び交付金	8,000	水道事業会計負担金		水道事業負担金	(新型コロナ対策) 8,000

(款) 5 農林業費 (項) 1 農業費

		+:/.		14-T-24-0-#E	14 T ##	⇒ 1	補正額の	財源内訳
l		款	項目	補正前の額	補 正 額	計	特定財源	一般財源
5			農林業費	689, 651	1, 190	690, 841		1, 190
	1		農業費	493, 696	△2, 612	491, 084		△2, 612
		1	農業委員会費	39, 214	1, 217	40, 431		1, 217
		2	農業総務費	22, 876	△3, 998	18, 878		△3, 998
		3	農業振興費	47, 740 7, 548	108	47, 848 7, 609		108
		4						
	2		林業費	195, 955	3, 802	199, 757		3,802
		1	林業振興費	195, 955	3, 802	199, 757		3, 802

節		説り	H	備	考
区分	金 額		力 	(V用)	芍
2 給 料	267	一般職給		人件費	1, 217
3 職員手当等	653	扶養手当 地域手当当 住居手当 時間外勤 時間末手当 期勉手当 勤勉手当 別定 見 一般職退職手当負担金	$ \begin{array}{c} 189 \\ 14 \\ \triangle 288 \\ \triangle 49 \\ 437 \\ 44 \\ 25 \\ 240 \\ 41 \end{array} $		
4 共 済 費	297	職員共済組合負担金			
2 給 料	△1,881	一般職給		人件費	△3, 998
3 職員手当等	△1,342	地域手当 通勤手当 期末手当 勤勉手当 一般職退職手当負担金			
4 共 済 費	△775	職員共済組合負担金			
1 報 酬	94	月額任用職員		会計年度任用職員給	108
3 職員手当等	14	期末手当			
3 職員手当等	△3	期末手当 勤勉手当	△11 8	人件費	61
4 共 済 費	64	職員共済組合負担金			
	_				
2 給 料	1, 103	一般職給		人件費	3, 802
3 職員手当等	2, 235	扶養手当 地域手当 通勤手当 期末手当 勤勉手当 児童手当 一般職退職手当負担金	691 53 28 390 247 660 166		

(款) 5 農林業費 (項) 2 林 業 費

 ±/.	75 D	オーギの佐	補正額		地震	ما څ	補正額の	財源内訳
永	項目	補正前の額	†用	JE.	領	計	特定財源	一般財源
 த் ப ட்ட			_			l		

(単位:千円)

節		п	/##	
区分金額	記	明	1)用	有
	説	明	備	考

(款) 6 商工費 (項) 1 商工費

		+1.	- 	14-124-24	- 41	±1	補正額の	財源内訳
ļ		款	項目	補正前の額	補正額	計	特定財源	一般財源
6			商工費	1, 196, 652	73, 801	1, 270, 453	69, 000	4, 801
	1		商工費	1, 196, 652	73, 801	1, 270, 453	69, 000	4, 801
		1	商工総務費	408, 004	68, 801	476, 805	国庫支出金 69,000	△199
		4	観光費	58, 995	5, 000	63, 995		5, 000

É	 布	=₩ П П	/++: ++z
区分	金 額	説明	備考
2 給 料	△303	一般職給	
3 職員手当等	∆481	大機手当 △137 地域手当 △12 住居手当 186 通勤手当 △108 期末手当 △274 勤勉手当 △91 一般職退職手当負担金 △45	岐阜県新型コロナ感染症拡大防止協力金負担金 (新型コロナ対策) 69,399 人件費 △567 会計年度任用職員給 △31
4 共 済 費	186	職員共済組合負担金	
18 負担金、補 助及び交付 金	69, 399	岐阜県新型コロナ感染症拡大防止協 力金負担金	
18 負担金、補 助及 金	5, 000	中山道太田宿建造物修景補助金	中山道観光推進事業 5,000

(款) 7 土 木 費 (項) 1 土木管理費

		当分	T石 口	対式並の類	* T %	⇒ L.	補正額の	財源内訳
		款	項目	補正前の額	補正額	計	特定財源	一般財源
7			土木費	2, 253, 473	6, 665	2, 260, 138		6, 665
	1		土木管理費	12, 376	△38	12, 338		△38
		1	土木総務費	12, 376	△38	12, 338		△38
	2		道路橋りょ う費	702, 494	5, 032	707, 526		5, 032
		1	道路維持費	253, 232	5, 898	259, 130		5, 898
		2	道路新設改 良費	298, 362	△866	297, 496		△866
	3		河川費	90, 377	1, 471	91, 848		1, 471
	J	1	河川総務費	90, 377	1, 471	91, 848		1, 471
	4		都市計画費	1, 369, 384	200	1, 369, 584		200

				/++:	+7
区分	金 額	説 I	明 	備	考
3 職員手当等 4 共 済 費	△34 △4	期末手当 勤勉手当 職員共済組合負担金	∆26 ∆8	人件費	△38
2 給 料 3 職員手当等	2, 942 2, 190	一般職給 扶養手当 地域手当 通勤手当	163 94 △35	人件費	5, 898
4 共 済 費	766	通勤手当 期末手当 勤勉手当 児童手当 一般職退職手当負担金 職員共済組合負担金	743 603 180 442		
2 給 料 3 職員手当等	39 △822	一般職給 技養手当	259	人件費	△866
		扶養手当 地域手当 通勤手当 期末手当 勤勉手当 一般職退職手当負担金	10 35 $\triangle 353$ $\triangle 285$ $\triangle 488$		
4 共 済 費	△83	職員共済組合負担金			
1報酬	928			│ │ 人件費 │ 会計年度任用職員給	543
2 給 料	164	一般職給		云訂牛及任用喊貝和 	928
3 職員手当等	313	地域手当 住居手当 期末手当 勤勉手当 一般職退職手当負担金	6 222 25 34 26		
4 共 済 費	66	職員共済組合負担金			

(款) 7 土木費 (項) 4 都市計画費

±4.	- F	補正前の額	4 4	北京	⇒ 1	補正額の	財源内訳
款	項目	補上削り領	補 正	額	∄ † -	特定財源	一般財源
1	都市計画総 務費	184, 166		137	184, 303		137
4	公園費	175, 287		63	175, 350		63

(単位:千円)

1	 第	⊒Д НП	/#:	+z.
区分	金額	説明	備	考
3 職員手当等	90	児童手当 	人件費	137
4 共 済 費	47	職員共済組合負担金		-
8 旅 費	63	通勤に係る費用弁償	会計年度任用職員給	63
<u> </u>	<u> </u>			

(款) 8 消防費 (項) 1 消防費

		士人	·伍 口	地で並った	妹 	⇒ 1.	補正額の	財源内訳
		款	項目	補正前の額	補正額	計	特定財源	一般財源
8			消防費	1, 659, 488	63, 106	1, 722, 594	65, 000	△1,894
	1		消防費	1, 659, 488	63, 106	1, 722, 594	65, 000	△1,894
		1	消防費	663, 843	△1, 894	661, 949		△1, 894
		3	災害対策費	940, 969	65, 000	1, 005, 969	市債 65,000	

É	 布		(甲位:丁円)
区分	金 額	説 	備考
2 給 料 3 職員手当等	△243 △1,546	一般職給 地域手当 △6 住居手当 229 通勤手当 △26 時間外勤務手当 △1,547 期末手当 △122 勤勉手当 △38 一般職退職手当負担金 △36	
4 共 済 費	△105	職員共済組合負担金	
14 工事請負費	65, 000	非常用発電設備設置	地域防災力強化事業 65,000

(款) 9 教育費 (項) 1 教育総務費

		±/-,	75 D	47 芒の佐		÷I	 補正額の	財源内訳
		款	項目	補正前の額	補正額	計	特定財源	一般財源
9			教育費	3, 680, 714	6, 121	3, 686, 835		6, 121
	1		教育総務費	782, 841	△925	781, 916		△925
		2	事務局費	733, 108	△828	732, 280		△828
		3	教育センタ 一費	46, 793	△97	46, 696		△97
	5		社会教育費	1, 326, 494	5, 947	1, 332, 441		5, 947
		1	社会教育総務費	35, 874	△39	35, 835		△39
		2	交流センタ 一費	66, 960	△160	66, 800		△160
		4	図書館費	110, 200	297	110, 497		297

節		53V HI			
区分	金 額	説 明		備	考
2 給 料	△686	一般職給	-	人件費	△828
3 職員手当等	288	扶養手当 地域手当 頭動手当 時間外勤務手当 期末手当 動勉手当 児童手当 特別職期末手当 一般職退職手当負担金	$ \begin{array}{c} 139 \\ \triangle 16 \\ 86 \\ 667 \\ \triangle 332 \\ \triangle 176 \\ 60 \\ \triangle 38 \\ \triangle 102 \end{array} $		
4 共 済 費	△430	職員共済組合負担金			
2 給 料	△12	一般職給		人件費	△97
3 職員手当等	△62	通勤手当 期末手当 勤勉手当 一般職退職手当負担金	$\begin{array}{c} \triangle 23 \\ \triangle 49 \\ 11 \\ \triangle 1 \end{array}$		
4 共 済 費	△23	職員共済組合負担金			
3 職員手当等	△34	期末手当 勤勉手当	△24 △10	人件費	△39
4 共 済 費	△5	職員共済組合負担金			
2 給 料	129	一般職給		人件費	△160
3 職員手当等	△273	扶養手当 地域手当 通勤手当 期末手当 勤勉手当 一般職退職手当負担金	$ \begin{array}{c} 101 \\ 7 \\ \triangle 173 \\ \triangle 151 \\ \triangle 78 \\ 21 \end{array} $		
4 共 済 費	△16	職員共済組合負担金			
		_			
2 給 料	172	一般職給		人件費	242

(款) 9 教育費 (項) 5 社会教育費

_	士石	75 D	オ エギの姫	* T #5	⇒ I.	 補正額の	財源内訳
	款	項目	補正前の額	補 正 額	≘ + -	特定財源	一般財源
	6	文化会館費	896, 011	2, 811	898, 822		2, 811
	7	文化の森費	168, 185	3, 038	171, 223		3, 038
6		保健体育費	902, 500	1, 099	903, 599	-	1, 099
	1	保健体育総務費	68, 229	652	68, 881		652

É	 布				(十四・111)
区分	金 額	説明	1	備	考
3 職員手当等	52	地域手当 期末手当 勤勉手当 一般職退職手当負担金	6 △9 28 27	会計年度任用職員給	55
4 共 済 費	73	職員共済組合負担金			
1報酬	△3, 610	月額任用職員		人件費	6, 804
2 給 料	4, 080	一般職給		会計年度任用職員給	△3, 993
3 職員手当等	1, 433	扶養手当 地域手当 通勤手当 期末手当 勤勉手当 児童手当 一般職退職手当負担金	$\triangle 240$ 116 78 527 639 $\triangle 300$ 613		
4 共 済 費	1,008	職員共済組合負担金			
8 旅 費	△100	通勤に係る費用弁償			
2 給 料	1, 012	一般職給		人件費	3, 038
3 職員手当等	1, 641	扶養手当 地域手当 時間外勤務手当 期末手当 勤勉手当 児童手当 一般職退職手当負担金	421 44 68 415 209 91 240 153		
4 共 済 費	385	職員共済組合負担金			
0 44 July		AA A4m. 114			2=5
2 給料	523	一般職給	***	│ 人件費 │	652
3 職員手当等	138	扶養手当 地域手当 住居勤手当 期末手当 動大手当 別 東 動 東 動 東 動 東 動 世 員 明 手 当 当 当 当 当 当 当 当 当 当 当 当 当 当 当 当 当 当	$ \begin{array}{c} 181 \\ 23 \\ $		
4 共 済 費	△9	職員共済組合負担金			

(款) 9 教 育 費 (項) 6 保健体育費

±/ ₂	-T-T- D	基子芒の佐		÷1	補正額の	財源内訳
款	項目	補正前の額	補正額	計	特定財源	一般財源
	保健体育施設費	266, 309	390	266, 699		390
3	学校給費	567, 962	57	568, 019		57

(単位:千円)

了 [⇒ ™	пп	/H:	十二、111)
区分	金 額	説 	明	備	考
2 給 料	5				390
3 職員手当等	258	時間外勤務手当 期末手当 勤勉手当	290 △35 3		
4 共 済 費	127	職員共済組合負担金			
4 共 済 費	57	職員共済組合負担金		人件費	57

1 特別職

1 4	1 特別職											
					給		費					
	区分	職員数 (人)	報酬	給料	期末手当 (千円)	地域 手当	寒冷地 手当	その他 の手当	計	共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
			(千円)	(千円)	年間支給率 (月分)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(111)	(111)	
	長等	3		26,952	11,997			8,086	47,035	5,209	52,244	
	77 47	Ü			(4.45)							
	議員	16	70,607		31,418				102,025	24,677	126,702	
補正	их д	10			(4.45)							
後	その他の 特別職	1,427	61,461						61,461		61,461	
	∄ +	1,446	132,068	26,952	43,415			8,086	210,521	29,886	240,407	
	長 等	3		26,952	12,129			8,086	47,167	5,149	52,316	
	文 寺	ა			(4.5)							
	議員 16	70,607		31,771				102,378	24,677	127,055		
補正	нх 📯	10			(4.5)							
前	その他の 特別職	1,427	61,461						61,461		61,461	
	計	1,446	132,068	26,952	43,900			8,086	211,006	29,826	240,832	
	長 等				△ 132				△ 132	60	△ 72	
比	議員				△ 353				△ 353		△ 353	
較	その他の 特別職											
	∄- -				△ 485				△ 485	60	△ 425	

2 一般職 (1)総括

(1//	1位							
区	職員数		給	与 費		共済費	合計	/#: ±z.
分	(人)	報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)	(千円)	(千円)	備考
補正後	850 (2)	680,966	1,124,800	904,922	2,710,688	450,710	3,161,398	
補正前	857 (1)	696,849	1,125,519	900,973	2,723,341	441,955	3,165,296	
比較	△ 7	△ 15,883	△ 719	3,949	△ 12,653	8,755	△ 3,898	

^()内は内短時間勤務職員数を計上

	区分	扶養 手当	地域 手当	住居 手当	通勤 手当	特勤 手当	時間外 手当	管理職 手当	期末 手当	勤勉 手当	宿日直 手当	退職手当 負担金	単身赴 任手当
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
職員手当	補正後	33,827	36,411	12,945	15,144	30	104,747	36,760	292,871	199,477	1,039	171,119	552
当の内訳	補正前	31,248	35,497	10,876	14,860	30	103,706	35,973	298,186	199,767	1,039	169,791	
	比較	2,579	914	2,069	284		1,041	787	△ 5,315	△ 290		1,328	552

(2)給料及び職員手当の増減額の明細

	給料及び職員手当の増減額の明細									
	増減額 (千円)	増減事由 別内訳(千円))	説明		備考				
	△ 719	その他の	△ 719	新陳代謝·人事異動						
給		増減分		に伴う増減分						
料										
	3,949	人事院勧告	△ 5,114	期末手当	△ 5,114	期末手当0.05月分減				
		に伴う増減								
		分								
		その他の	9,063	扶養手当	2,579					
		増減分		地域手当	914					
職				住居手当	2,069					
職員手				通勤手当	284					
当				時間外手当	1,041					
				管理職手当	787					
				期末手当	△ 201					
				勤勉手当	△ 290					
				退職手当負担金	1,328					
				単身赴任手当	552					

(3)給料及び職員手当の状況ア 職員1人当たり給与

	公 分	一般行政職	単純労務職
令和2年10月1日現在	平均給料月額(円)	302,448	_
	平均給与月額(円)	356,553	_
	平均年齢(歳)	41.6	_

イ 初任給

区分	一般行政職(円)	国の制度
	州文1 1 英州政(一)	一般行政職(円)
高校卒	150,600	150,600
大学卒	182,200	182,200

ウ 級別職員数

<u>ウ 級別職員数</u>		一般行政職			単純労務職	
区分	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)
	1 ½TL	54	16.77	1 ÝT.	1	100.00
	1級	(1)	(50.00)	1級		
	2級	76	23.61	2級		
	3級	56	17.39	3級		
	4級	40	12.42	4級		
令和2年10月1日現在	E &IL	54	16.77	_		
	5級	(1)	(50.00)	5級		
	6級	36	11.18			
	7級	6	1.86			
	⇒ 1	322	100.00	⇒I.	1	100.00
	計	(2)	(100.00)	= +		
	1級	45	14.52	1 ÝT	1	100.00
	179文	(1)	(50.00)	1級		
	2級	86	27.73	2級		
	3級	45	14.52	3級		
	4級	50	16.13	4級		
令和元年10月1日現在	- √1	43	13.87	F \$71		
	5級	(1)	(50.00)	5級		
	6級	35	11.29			
	7級	6	1.94			
	⇒ 1	310	100.00	⇒ 1	1	100.00
	計	(2)	(100.00)	計		

()内は短時間勤務職員数を計上

(令和2年度 級別の標準的な職務内容)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
一般行政職	主事•技師	主任	主任主査	係長	課長補佐	課長	部長

工 昇給

	十不口			合計	代表的	な職種
		<u> </u>		口前	一般行政職	単純労務職
	職員	数(A)	(人)	321	320	1
	昇給に係る	職員数(B)	(人)	288	287	1
		1号給	(人)	24	24	
4±		2号給	(人)	1	1	
補正後		3号給	(人)	1	1	
100	昇給数別内訳	4号給	(人)	72	71	1
		6号給	(人)	181	181	
		8号給	(人)	9	9	
	比率(E	比率(B)/(A) (89.7	89.7	100.0
	職員	数(A)	(人)	322	321	1
	昇給に係る	職員数(B)	(人)	263	262	1
		1号給	(人)			
5 ±		2号給	(人)			
補正前		3号給	(人)	40	40	
ויא	昇給数別内訳	4号給	(人)	223	222	1
		6号給	(人)			
		8号給	(人)			
	比率(E	B)/(A)	(%)	81.7	81.6	100.0

オ 期末手当・勤勉手当

区分	6月(月分)	12月(月分)	支給率計(月分)	職制上の段階、職務の級等による 加算措置	備考
補正	2.25	2.2	4.45		
後	(1.175)	(1.175)	(2.35)	有	
補正	2.25	2.25	4.5	有	
前	(1.175)	(1.175)	(2.35)	1	
国の	2.25	2.2	4.45	有	
制度	(1.175)	(1.175)	(2.35)	[符	

()内は再任用職員の支給率を計上

カ 定年退職及び応募認定退職に係る退職手当

, , , ,						
区	20年勤続の者	25年勤続の者	35年勤続の者	最高限度	その他の加算措置等	備考
分	(月分)	(月分)	(月分)	(月分)		MH , A
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (2~45%加算)	
国の制度	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (2~45%加算)	

キ 地域手当

支給対象地域	特別区	特別区 岐阜市 各務原		美濃加茂市	
支給率(%) 20.0		6.0	3.0	3.0	
支給対象職員数(人) 1		1	1	319	
国の指定基準に 基づく支給率(%)	20.0	6.0	3.0	3.0	

- 92 -		92	
--------	--	----	--

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

事項	限度額	前年度末までの 支出(見込)額			
		期 間	金 額		
総合福祉会館すこやかタウン美濃加茂	千円				
管理運営業務	194,045				
みのかも健康の森管理運営業務	66,760				
	00,700				
学校給食センター給食調理業務等	656,700				

当該年月	占	E O	財	源内	訳	
支出	予定額	特	定	才	源	一般財源
期間	金 額	国県支出金	地方債	責	その他	川又只177年
	千円				千円	千円
R3-R7	194,045					194,045
R3-R7	66,760					66,760
R3-R8	656,700				57,654	599,046

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

	前前年度末現	前年度末現在	当該年度中	増減見込み	当該年度末現
区分	在高	高見込額	当該年度中	当該年度中元	在高見込額
			起債見込額	金償還見込額	
	千円	千円	千円	千円	千円
1 普 通 債	5,700,511	5,393,183	3,300,500	814,131	7,879,552
(1) 総 務	151,192	140,190	14,800	26,185	128,805
(2) 民 生	13,818	6,852	571,200	6,852	571,200
(3) 衛 生			261,600		261,600
(4) 農 林	230,494	162,711	67,300	67,828	162,183
(5) 商 工	12,241	10,123		2,148	7,975
(6) 土 木	2,435,184	2,165,566	251,400	400,802	2,016,164
(7) 消 防	137,055	177,581	981,000	24,780	1,133,801
(8) 教 育	2,720,527	2,730,160	1,153,200	285,536	3,597,824
2 災害復旧債	11,200	11,200	26,700	1,244	36,656
(1) 補助災害	9,300	9,300	7,600	1,033	15,867
(2) 単独災害	1,900	1,900	19,100	211	20,789
3 そ の 他	7,884,292	7,756,221	723,000	769,135	7,710,086
(1) 県貸付金					
(2) 減収補てん債等	203,332	157,399		40,784	116,615
(3) 財源対策債等	216,925	144,157		58 , 552	85,605
(4) 臨時財政対策債	7,464,035	7,454,665	723,000	669,799	7,507,866
合 計	13,596,003	13,160,604	4,050,200	1,584,510	15,626,294

議第98号

令和2年度美濃加茂市水道事業会計補正予算(第1号)

(総則)

第1条 令和2年度美濃加茂市水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に定める ところによる。

(収益的収入の補正)

第2条 令和2年度美濃加茂市水道事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に 定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正する。

		収	入	
(科	目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 才	〈道事業収益	1,736,529 千円	0 千円	1,736,529 千円
第1項	営業収益	1,339,550 千円	△8,000 千円	1,331,550 千円
第2項	営業外収益	396,979 千円	8,000 千円	404,979 千円

令和2年11月30日提出

美濃加茂市長 伊藤誠 一

令和2年度美濃加茂市水道事業会計補正予算(第1号)実施計画 収益的収入

収 入								(単位:千円)
款	項		目			既決予定額	補正予定額	計
1 水道事業収益						1,736,529	0	1,736,529
	1営業収益					1,339,550	△8,000	1,331,550
		1 給 7	k	収	益	1,316,461	△8,000	1,308,461
	2 営業外収益					396,979	8,000	404,979
		5 他 会	計	補助	金	0	8,000	8,000

令和2年度美濃加茂市水道事業予定キャッシュ・フロー計算書 (令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)

(単位:千円)

Ι	業務活動によるキャッシュ・フロー	
-	当年度純利益	49, 488
	減価償却費	524, 200
	貸倒引当金の増減額(減少は△)	△ 320
	賞与引当金の増減額(減少は△)	1,020
	長期前受金戻入益	△ 394, 045
	受取利息及び配当金	△ 1,390
	支払利息	18, 520
	資産減耗費	174, 197
	未収金の増減額(増加は△)	\triangle 15, 901
	たな卸資産の増減額 (増加は△)	0
	未払金の増減額(減少は△)	\triangle 15, 727
	前受金の増減額 (減少は△)	947
	その他流動負債の増減額 (減少は△)	109, 544
	小計	450, 533
	利息及び配当金の受取額	1, 390
	利息の支払額	△ 18,520
	業務活動によるキャッシュ・フロー	433, 403
Π	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	有形固定資産の取得による支出	\triangle 469, 628
	国庫補助金等による収入	48,000
	一般会計等からの繰入金による収入	300
	工事負担金の受入による収入	47, 548
	分担金の受入による収入	69, 458
	投資有価証券の取得による支出	0
	投資有価証券の償還による収入	300,000
	他会計貸付金による支出	△ 200,000
	投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 204, 322
Ш	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 101, 192
	財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 101, 192
IV	資金増加額(又は減少額)	127, 889
V	資金期首残高	1, 731, 957
VI	資金期末残高	1, 859, 846

令和2年度美濃加茂市水道事業予定貸借対照表 (令和3年3月31日)

		\/ f=+	ميلب				(単位:千円)
		資	産	\mathcal{O}	部		
1	固定資産						
	(1) 有形固定資産						
	イ 土 地				465, 589		
	口 建 物		1, 011, 333				
	減価償却累計額	_	△ 251, 286		760, 047		
	八構築物		18, 136, 009				
	減価償却累計額	_	△ 8, 122, 163	10,	013, 846		
	=機械及び装置		2, 132, 857				
	減価償却累計額	_	△ 1, 302, 152		830, 705		
	ホ 車両及び運搬具		20, 561				
	減価償却累計額	_	△ 9,800		10, 761		
	へ 工 具 器 具 及 び 備 品		24, 584				
	減価償却累計額		\triangle 21, 667		2 017		
	下建設仮勘定	_	△ 21,001		2, 917 71, 806		
	有形固定資産合言	: 4			71,000	19 155 671	
		ı				12, 155, 671	
	III V/- 1 .				400 000		
					400, 000		
	ロ 他会計貸付金 投資その他の資産	荃			200, 000		
		+			_	600,000	
	固定資産合計	+					12, 755, 671
2	流動資産						
	(1) 現 金 預 金			1,	859, 846		
	(2) 未 収 金		130, 448				
	貸倒引当金		△ 1, 100		129, 348		
	(3) 有 価 証 券	_			200, 000		
	(4) 貯 蔵 品				4, 244		
	(5) その他流動資産				1, 156		
	流動資産合調	+			1, 100		2, 194, 594
	V. C. A. A. I. H	•					
	資 産 合 言	+					14, 950, 265

		負	債	\mathcal{O}	部		
3	固 定 負 債 (1) 企 業 債	Ť					
	建設改良費等 イ 財源に充て ための企業	る			606 222		
	ための近来 企業債合計 (2)引 当 金	<u> </u>			686, 333	686, 333	
	(2) が ヨ	È			93, 520	93, 520	
4		計					779, 853
•	(1) 企 業 億 建設改良費等						
	イ 財源に充て				103, 808	100,000	
	企業債合計 (2)未 払 金	È				103, 808 284, 270	
	(3)前受金(4)引当金イ賞与引当	È			7 250	18, 711	
	イ 貨 与 引 当 st 引 当 金 合 き (5) その他流動負債	 			7, 250	7, 250 124, 127	
5		計				124, 121	538, 166
O	長期前受金収益化累計額					$11, 238, 439$ $\triangle 5, 218, 491$	
		計				_ 0, _10, 101	6, 019, 948
	負 債 合	計					7, 337, 967
6	資 本 金	資	本	の	部		6, 566, 502
7	剰 余 金						
	(1) 資本剰余金 ィ補助金 資本剰余金合				4, 164	4 164	
	(2) 利益剰余金 イ 減債積立金				590, 951	4, 164	
	中 建設改良積立金 当 年 度 未 処 分	È			300, 000		
	利益剰余金	È			150, 681	1, 041, 632	
	剰 余 金 合	計					1, 045, 796
	資 本 合	計					7, 612, 298
	負債資本合	計					14, 950, 265

議第99号

財産の取得について

美濃加茂市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年美濃加茂市条例第4号)第3条の規定により、次の財産を取得することについて、議会の議決を求める。

令和2年11月30日提出

美濃加茂市長 伊藤誠一

1 取得する財産 不動産(区分所有建物)

所在 美濃加茂市健康のまち一丁目2番

構造 鉄筋コンクリート造、地上3階建て

延床面積 5,573.65平方メートル中、専有部分1,7

71.94平方メートル

2 契約の方法 随意契約

3 取得価格 金753,823,767円

4 契約の相手方 社会医療法人厚生会

理事長 山田實紘

議第100号

財産の取得について

美濃加茂市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年美濃加茂市条例第4号)第3条の規定により、次の財産を取得することについて、議会の議決を求める。

令和2年11月30日提出

美濃加茂市長 伊藤誠一

1 取得する財産 プロジェクター、スクリーン及びその周辺機器

2 契約の方法 指名競争入札

4 契約の相手方 有限会社サワノ商会

代表取締役 澤野泰隆

議第101号

指定管理者の指定について

総合福祉会館すこやかタウン美濃加茂の指定管理者を指定するため、地方自治法 (昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年11月30日提出

美濃加茂市長 伊藤誠 一

記

- 1 公の施設の名称 総合福祉会館すこやかタウン美濃加茂
- 2 指定管理者となる団体の名称等社会福祉法人 美濃加茂市社会福祉協議会会長 海 老 和 允
- 3 指定管理者となる団体の所在地 美濃加茂市新池町三丁目4番1号
- 4 指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

議第102号

指定管理者の指定について

すこやかタウン美濃加茂デイサービスセンターの指定管理者を指定するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年11月30日提出

美濃加茂市長 伊藤誠 一

記

- 1 公の施設の名称 すこやかタウン美濃加茂デイサービスセンター
- 2 指定管理者となる団体の名称等 社会福祉法人 慈恵会 理事長 山 田 實 紘
- 3 指定管理者となる団体の所在地 美濃加茂市下米田町東栃井81番地2
- 4 指定の期間令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

議第103号

指定管理者の指定について

みのかも健康の森の指定管理者を指定するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年11月30日提出

美濃加茂市長 伊藤誠 一

記

- 1 公の施設の名称 みのかも健康の森
- 2 指定管理者となる団体の名称等 可茂森林組合 代表理事組合長 可 児 登
- 3 指定管理者となる団体の所在地 加茂郡七宗町神渕 9 7 5 6 番地 1
- 4 指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

議第104号

市道路線の廃止について

道路法(昭和27年法律第180号)第10条第1項の規定により、下記のとおり市道路線を廃止することについて、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

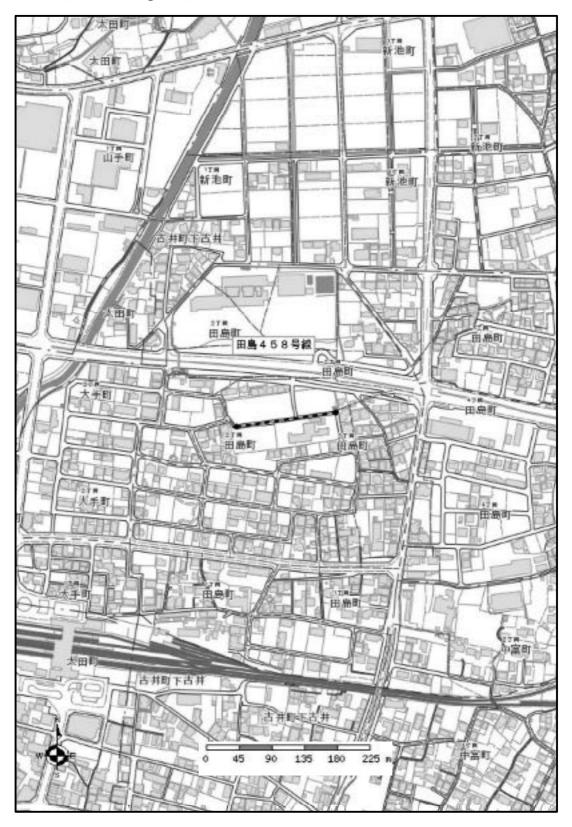
令和2年11月30日提出

美濃加茂市長 伊藤誠 一

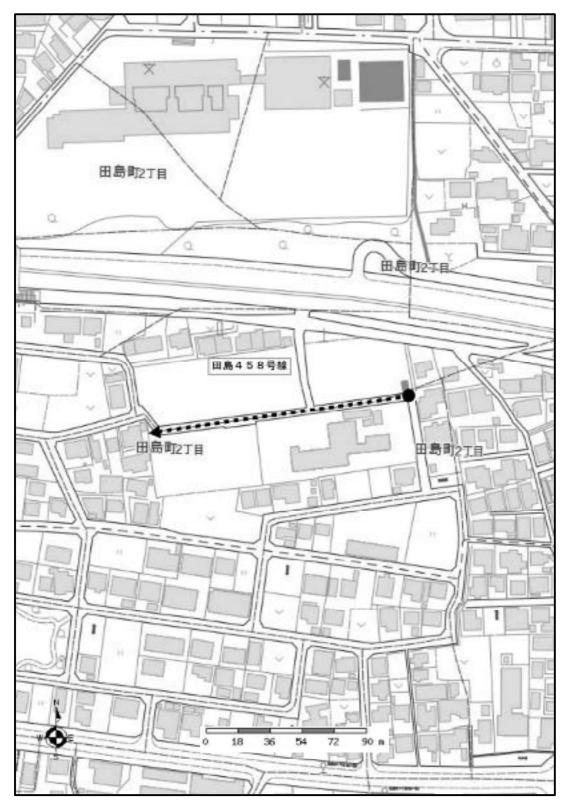
記

番号	路線名	起	点	重要な
		終	点	経過地
1	田島45	田島町二丁目字坂下3224番6地先		
	8号線	田島町二丁目字坂下3249	番2地先	

廃止路線 ①:田島458号線



廃止路線 ①:田島458号線



議第105号

市道路線の認定について

道路法(昭和27年法律第180号)第8条第1項の規定により、下記のとおり 市道路線を認定することについて、同条第2項の規定により議会の議決を求める。

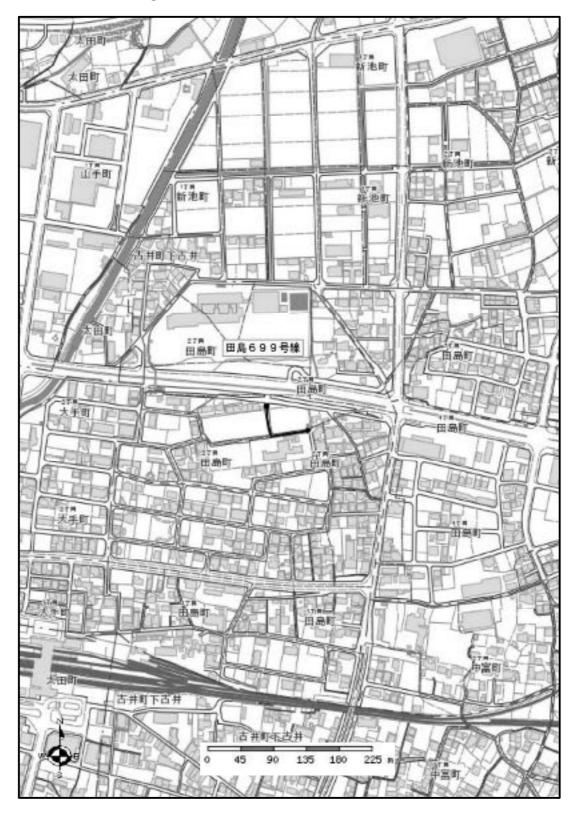
令和2年11月30日提出

美濃加茂市長 伊藤誠 一

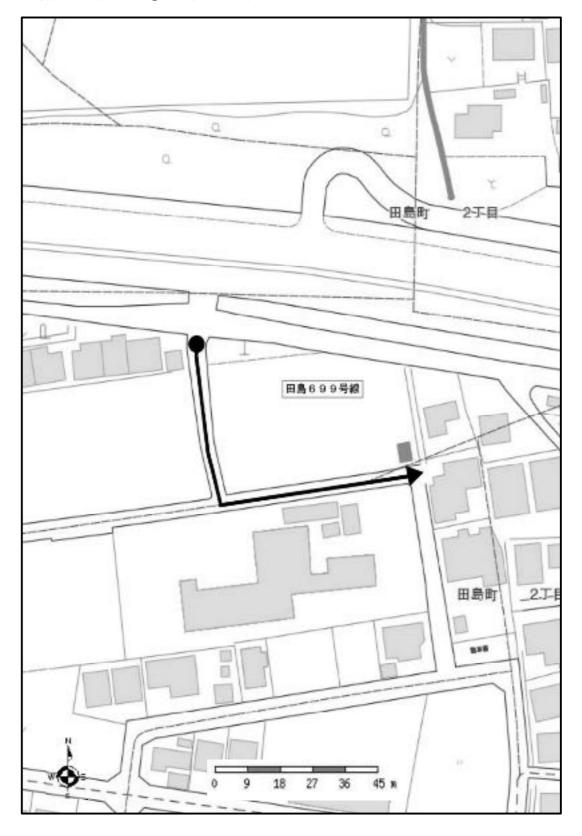
記

番号	路線名	起点	重	要な
		終点	. 経ì	過地
1	田島69	美濃加茂市田島町二丁目字坂下3225番2地先		
	9 号線	美濃加茂市田島町二丁目字坂下3224	番10地先	
2	西脇30	美濃加茂市下米田町西脇字針田839番	;1 地先	
	3線	美濃加茂市下米田町西脇字針田839番	;3地先	

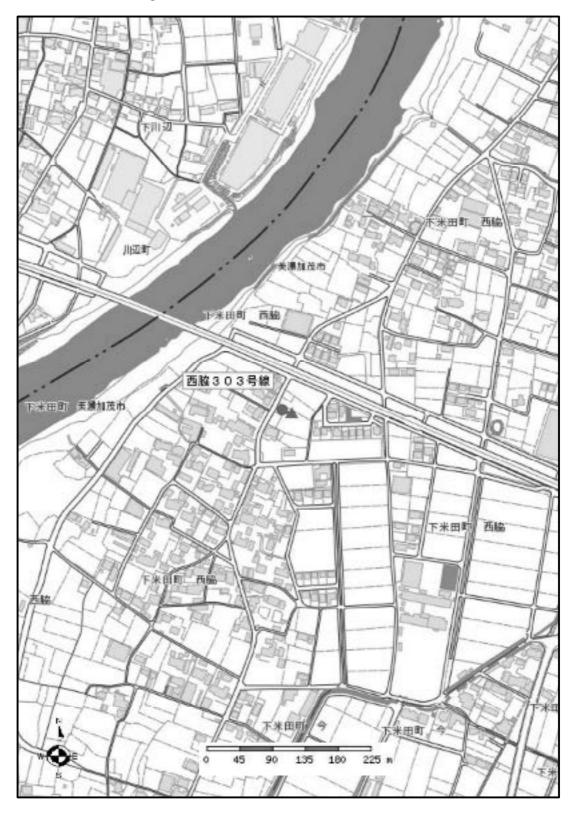
新規認定路線 ①:田島699号線



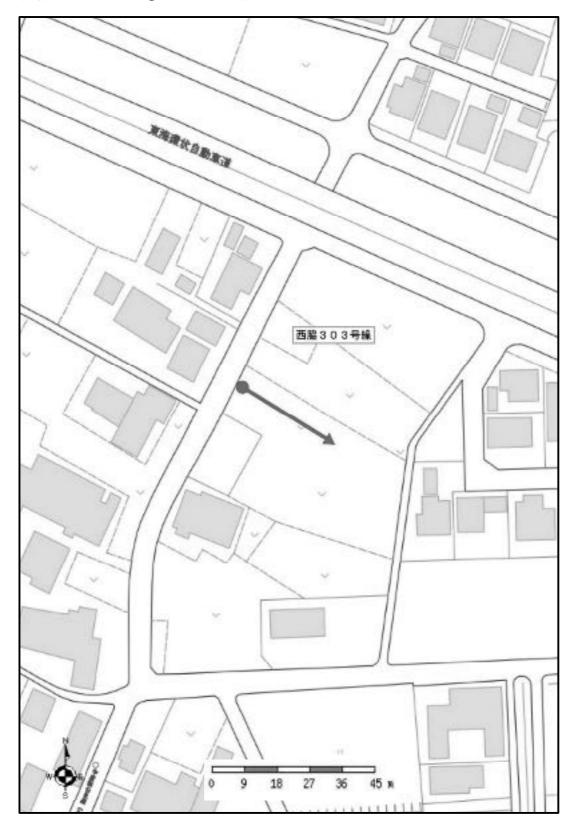
新規認定路線 ①:田島699号線



新規認定路線 ②:西脇303号線



新規認定路線 ②:西脇303号線



議第106号

市道路線の変更について

道路法(昭和27年法律第180号)第10条第2項の規定により、下記のとおり市道路線の変更をすることについて、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

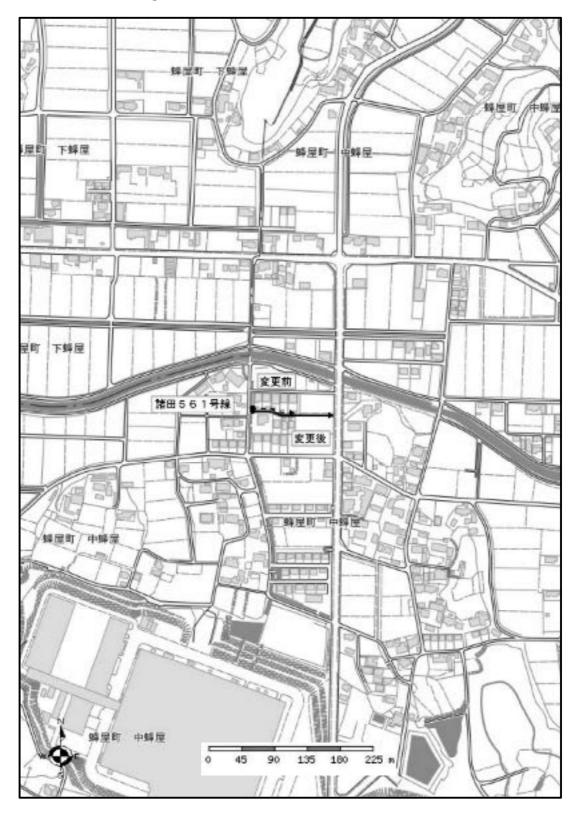
令和2年11月30日提出

美濃加茂市長 伊藤誠 一

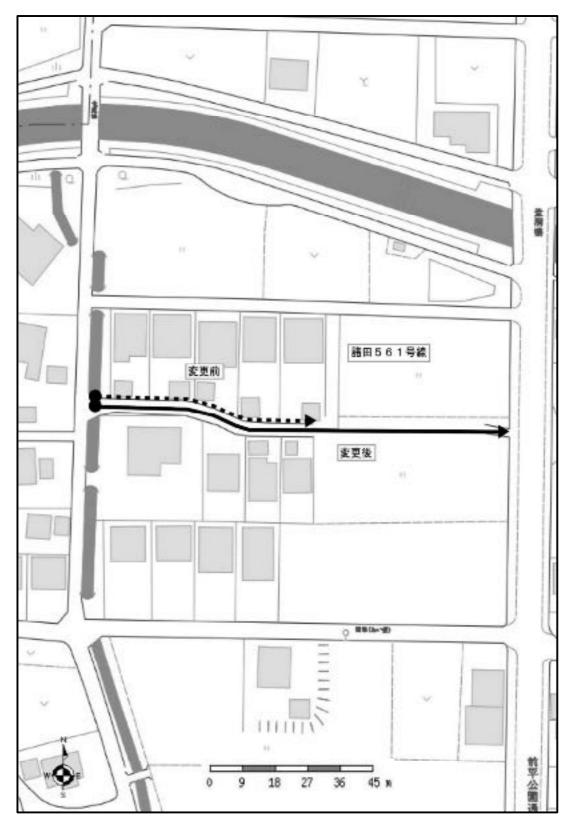
記

番	路線名		起	点	重要な
号			終	点	経過地
1	諸田 5 6 1 号線	変更前	蜂屋町中蜂屋字里八37	797番2地先	
			蜂屋町中蜂屋字里八37	797番8地先	
		変更後	蜂屋町中蜂屋字里八37	797番2地先	
			蜂屋町中蜂屋字里八37	796番3地先	

路線変更路線 ①:諸田561号線



路線変更路線 ①:諸田561号線



議第107号

美濃加茂市と坂祝町の定住自立圏形成協定を変更することについて

美濃加茂市及び坂祝町の間における定住自立圏形成協定を別紙のとおり全部を変更するため、美濃加茂市議会の議決すべき事件に関する条例(平成21年美濃加茂市条例第1号)第2条第2号の規定により、議会の議決を求める。

令和2年11月30日提出

美濃加茂市長 伊藤誠一

令和3年4月1日

美濃加茂市 • 坂祝町

美濃加茂市(以下「甲」という。)と坂祝町(以下「乙」という。)は、平成22年3月24日付けで締結した 定住自立圏の形成に関する協定について、次のとおり全部を変更する協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、中心市宣言(定住自立圏構想推進要綱(平成20年12月26日総行応第39号総務事務次官通知)第4の規定によるもの。)を行った甲と、甲が行った中心市宣言に賛同した乙との間において、より快適でより幸福な暮らしの実現のために必要な都市機能及び生活機能を強化し、定住化の推進と圏域に住む一人ひとりが、住んでよかったと実感できる「自立循環型のふるさと定住自立圏」を形成することに関して、必要な事項を定めるものである。

(基本方針)

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するために定住自立圏を形成し、次条に規定する 様々な政策分野において、連携し、また相互に役割を分担して、それぞれの地域資源を最大限に活 用するとともに、その価値を高めていくこととする。

(連携する具体的事項及び役割分担)

第3条 甲及び乙が連携を図る政策分野は、次の(ア)から(ウ)までに掲げるものとする。また、その取組 みの内容と当該取組みにおける甲及び乙の役割は、それぞれaからcまでに規定するものとする。

(ア)生活機能の強化に係る政策分野

【医療】

- •広域救急医療体制の充実
- a 取組みの内容

圏域における救急医療体制を確保するため、病院と診療所の役割分担と連携及び一次救急 と二次・三次救急医療体制の連携並びに健康相談窓口の開設など、圏域住民が安心して医療を受けられる体制の維持に努める。

- b 甲の役割
 - (a)地域医療を安定して確保するため、住民に対し、地域医療に関する普及、啓発を行う。
 - (b)住民の健康に対する安心感、知識向上のため、健康相談窓口の開設を行う。
- c 乙の役割

地域医療を安定して確保するため、住民に対し、地域医療に関する普及、啓発を行う。

【福祉】

- ・子育て支援サービスの強化
- a 取組みの内容

地域ぐるみで子育てを支える環境の質的・量的向上を図るため、圏域の児童を対象に、住民のニーズやライフスタイルに応じた子育て支援サービスを強化する。

b 甲の役割

子育てに関する支援を必要とする住民と、その支援ができる住民との仲介等、住民の子育てに関する情報収集・提供を行うとともに、地域主体の子育て支援サービスに関する取組みを支援する。

c 乙の役割

子育てに関する支援を必要とする住民と、その支援ができる住民との仲介等、住民の子育てに関する情報収集・提供を行うとともに、地域主体の子育て支援サービスに関する取組みを支援する。

- ・福祉サービスの向上に対する環境の整備
- a 取組みの内容

住民が住み慣れた地域で安心して生活できる圏域を形成するため、福祉及び介護サービスに関する情報発信機能を強化する。

b 甲の役割

関係機関との連携のもと、圏域の医療機関、介護保険施設、福祉施設等に関する情報の収集とともに、住民に対し、広域的・総合的な情報を提供する。

c 乙の役割

関係機関との連携のもと、圏域の医療機関、介護保険施設、福祉施設等に関する情報の収集とともに、住民に対し、広域的・総合的な情報を提供する。

- ・幼児療育支援の質の向上
- a 取組みの内容

多種多様な障がい及び支援を必要とする児の療育ニーズに対応するため、研修会等を実施 し、療育者の質の向上を図る。また、各地域に専門職を派遣することで、地域別の療育ニーズ の整備を図る。

b 甲の役割

療育者の質の向上を図るための研修を実施すると共に、各地域が必要とする専門職の調整・ 派遣を行う。

c 乙の役割

療育者の質の向上を図るための研修を実施すると共に、地域が必要とする派遣事業を実施

する。

【教育】

- ・外国籍児童・生徒に対する教育環境の整備
- a 取組みの内容

圏域の外国人の子どもの学校生活における適応力及び就学率の向上を図る。

b 甲の役割

初期適応指導教室、日本語教室等、圏域の外国人の子どもが適切な教育を受けられる環境を整備する。

c 乙の役割

初期適応指導教室、日本語教室等、圏域の外国人の子どもが適切な教育を受けられる環境を整備する。

- •図書館相互利用の促進
- a 取組みの内容

図書館の広域利用を促進するため、図書館の相互の連携を強化する。

b 甲の役割

圏域住民の図書館利用とネットワーク化を促進するとともに、図書の充実と圏域住民への蔵書 情報の提供と、研修・講座の企画や読み聞かせなど発表場所の提供に努める。

c 乙の役割

圏域住民の図書館利用とネットワーク化を促進するとともに、図書の充実と圏域住民への蔵書 情報の提供と、研修・講座の企画や読み聞かせなど発表場所の提供に努める。

- ・ 生涯学習機会の充実
- a 取組みの内容

圏域住民の生涯学習機会を推進するため、各公共施設で実施する生涯学習講座等の充実 を図り、また圏域住民への情報提供をする。

b 甲の役割

各公共施設を利用した生涯学習講座等の充実について取組むとともに、圏域内でその情報 を共有し住民に発信する。

c 乙の役割

各公共施設を利用した生涯学習講座等の充実について取組むとともに、圏域内でその情報を共有し住民に発信する。

【産業振興】

- ・農林業の振興
- a 取組みの内容

有害鳥獣による農作物被害や耕作放棄地の増加、荒廃する森林の増加など、農林業の課題に連携して対応するとともに、資源の有効活用や担い手の育成など、農林業の振興を図る。

b 甲の役割

有害鳥獣対策として、耕作放棄地や荒廃した森林の整備の実施および、耕作放棄地や森林 資源の有効活用の実施、若い世代の担い手育成を推進していく。また、農林業に関する情報 の収集や最先端技術などを活用し、新たな整備方法や資源活用方法などの研究・開発に取 り組むとともに、圏域と情報共有および調整を図る。

c 乙の役割

有害鳥獣対策として、耕作放棄地や荒廃した森林の整備の実施および、耕作放棄地や森林 資源の有効活用の実施、若い世代の担い手育成を推進していく。また、農林業に関する情報 の収集や最先端技術などを活用し、新たな整備方法や資源活用方法などの研究・開発に取 組む。

- ・木曽川や旧中山道を活用した観光の推進
- a 取組みの内容

木曽川及び旧中山道を軸に圏域の連携を図り、地域固有の歴史や文化を活かした広域観光を推進する。特に、全国有数の清流である木曽川流域において「かわまちづくり」を進め、川を利用した地域の活性化事業を推進する。

b 甲の役割

- (a)旧中山道を中心として、観光産業にかかわる民間企業や関係団体との連携により、訪れる 人々が回遊しやすい観光環境を整備する。
- (b)木曽川河畔の親水空間を、国や県と連携して、圏域全体の憩いの場としての環境を整備する。
- c 乙の役割

地域の木曽川及び旧中山道を活用した観光資源の開発を進めるとともに、それらを活用して広域観光推進に関する取組み及び支援を行う。

【環境】

- ・総合的な環境・エネルギー対策の推進
- a 取組みの内容

圏域住民、民間企業、研究機関、関係団体等多様な主体との連携のもと、圏域全体で二酸 化炭素等の温室効果ガスの排出量の削減や、クリーンエネルギーの普及の拡大、緑化及び 緑地の保全等を推進する。また、圏域河川の水質保全、自然環境の保護活動、リサイクル等 によるごみの減量対策や適正な処理等の環境対策を広域的・効果的に実施する。

b 甲の役割

(a)関係機関と連携し、温室効果ガスの排出量削減に取組むとともに、クリーンエネルギーの普及の拡大、緑化及び緑地の保全等を推進する。

- (b)圏域住民等と連携し、圏域を流れる河川の水質保全のため、河川等の水質汚染を監視し、効果的な保全対策を行うとともに、自然保護活動等を推進する。
- (c)圏域住民や民間企業等が行う、ごみの排出量削減、再利用、資源化等、環境に関わる活動を支援する。
- c 乙の役割
 - (a)関係機関と連携し、温室効果ガスの排出量削減に取組むとともに、クリーンエネルギーの普及の拡大、緑化及び緑地の保全等を推進する。
 - (b)圏域住民等と連携し、圏域を流れる河川の水質保全のため、河川等の水質汚染を監視し、効果的な保全対策を行うとともに、自然保護活動等を推進する。
 - (c)圏域住民や民間企業等が行う、ごみの排出量削減、再利用、資源化等、環境に関わる活動を支援する。

【男女共同参画】

- •男女共同参画推進
- a 取組みの内容

圏域における男女共同参画社会の形成を促進するため、合同研修等を実施し、職員の資質 向上と圏域の人づくりを行う。

b 甲の役割

男女共同参画社会の形成に向け、圏域の人づくり及び職員の資質向上のために必要な調査・研究、合同研修、啓発等を実施する。

c 乙の役割

男女共同参画社会の形成に向け、圏域の人づくり及び職員の資質向上のために必要な調査・研究、合同研修、啓発等を実施する。

【消費生活】

- ・消費生活センター運営
- a 取組みの内容

消費生活の安全・安心の拠点として「広域消費生活相談室」を設置し、消費者被害の相談業務や、未然防止の啓発活動を連携して行う。

b 甲の役割

広域消費生活相談室に相談員を配置し、機能の維持・充実を図るとともに、地域の消費者の相談、情報提供、啓発活動に取組む。

c 乙の役割

地域の消費者への情報提供や啓発活動に取組む。

(イ)結びつきやネットワークの強化

【デジタル・ディバイドの解消へ向けた ICT インフラ整備】

- ・広報連携による情報提供
- a 取組みの内容

圏域内の情報を共有し、相互に発信するほか、行政区の枠組みを越えた広域連携による情報発信を行う。

b 甲の役割

中心的な役割を担い、圏域内の情報を共有・発信するほか、コミュニティFM 等の地域情報発信媒体を活用し広域連携によるプロモーション等の情報発信を推進する。また、災害時は同媒体を活用し、圏域内の情報の共有を図る。

c 乙の役割

圏域内の情報を共有・発信するほか、コミュニティ FM 等の地域情報発信媒体を活用し広域 連携によるプロモーション等の情報発信を推進する。また、災害時は同媒体を活用し、圏域内 の情報の共有を図る。

(ウ)圏域マネジメント能力の強化

【圏域内市町村の職員等の交流】

- ・定住自立圏構想推進に係る会議の設置
- a 取組みの内容

定住自立圏構想で取組む事業の進捗状況や今後の展望について研究・検討を行う会議を設置し、事業の積極的な推進を図る。

b 甲の役割

事業に関する情報収集を行い、関係者との調整を図る会議を開催する。

c 乙の役割

事業に関する情報収集を行い、関係者との調整を図る会議を開催する。

(事務執行にあたっての連携、協力及び費用負担)

- 第4条 前条に規定する取組みを推進するため、甲及び乙は、相互に役割を分担して連携し、又は協力して事務の執行にあたるものとする。
- 2 前条に規定する取組みを推進するため、甲及び乙は、必要な経費が生じるときは、相互の受益の程度を勘案し、当該費用を負担するものとする。
- 3 第1項の規定により必要となる手続き及び人員の確保に係る負担並びに前項に規定する費用の負担については、その都度甲及び乙が協議して別に定めるものとする。

(協定の変更)

第5条 この協定の規定を変更しようとする場合は、甲及び乙が協議の上これを定めるものとする。この場合において、甲及び乙は、あらかじめ議会の議決を得ることとする。

(協定の廃止)

- 第6条 甲又は乙は、この協定を廃止しようとする場合は、あらかじめ議会の議決を経た上でその旨を他 方に通知するものとする。
- 2 前項の通告は、書面によって行い、議会の議決書の写しを添付するものとする。
- 3 この協定は、第1項の規定による通告があった日から起算して2年を経過した日にその効力を失う。

(疑義の解決)

第7条 この協定に関し疑義が生じた場合には、甲及び乙が協議の上これを定める。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が署名捺印の上、それぞれ各1通を保有する。

令和3年4月1日

甲 美濃加茂市太田町 3431 番地1 美濃加茂市

美濃加茂市長

乙 加茂郡坂祝町取組 46 番地 18 坂祝町

坂祝町長

議第108号

美濃加茂市と富加町の定住自立圏形成協定を変更することについて

美濃加茂市及び富加町の間における定住自立圏形成協定を別紙のとおり全部を変更するため、美濃加茂市議会の議決すべき事件に関する条例(平成21年美濃加茂市条例第1号)第2条第2号の規定により、議会の議決を求める。

令和2年11月30日提出

美濃加茂市長 伊藤誠一

令和3年4月1日

美濃加茂市・富加町

美濃加茂市(以下「甲」という。)と富加町(以下「乙」という。)は、平成23年3月28日付けで締結した定住自立圏の形成に関する協定について、次のとおり全部を変更する協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、中心市宣言(定住自立圏構想推進要綱(平成20年12月26日総行応 第39号総務事務次官通知)第4の規定によるもの。)を行った甲と、甲が行った中心市宣 言に賛同した乙との間において、より快適で幸福な暮らしの実現のために必要な都市機 能及び生活機能を強化し、定住化の推進と圏域に住む一人ひとりが、住んでよかったと 実感できる「自立循環型のふるさと定住自立圏」を形成することに関して、必要な事項を 定める。

(基本方針)

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するために定住自立圏を形成し、次条に 規定する様々な政策分野において、連携し、また相互に役割を分担して、それぞれの地 域資源を最大限に活用するとともに、その価値を高めていくこととする。

(連携する具体的事項及び役割分担)

第3条 甲及び乙が連携を図る政策分野は、次の(ア)から(ウ)までに掲げるものとする。また、その取組みの内容と当該取組みにおける甲及び乙の役割は、それぞれaからcまでに規定するものとする。

(ア)生活機能の強化に係る政策分野

【医療】

- ・広域救急医療体制の充実
- a 取組みの内容

圏域における救急医療体制を確保するため、病院と診療所の役割分担と連携及 び一次救急と二次・三次救急医療体制の連携並びに健康相談窓口の開設など、 圏域住民が安心して医療を受けられる体制の維持に努める。

b 甲の役割

- (a)地域医療を安定して確保するため、住民に対し、地域医療に関する普及、啓発を行う。
- (b)住民の健康に対する安心感、知識向上のため、健康相談窓口の開設を行う。
- c 乙の役割

地域医療を安定して確保するため、住民に対し、地域医療に関する普及、啓発を行う。

【福祉】

- ・子育て支援サービスの強化
- a 取組みの内容

地域ぐるみで子育てを支える環境の質的・量的向上を図るため、圏域の児童を対象に、住民のニーズやライフスタイルに応じた子育て支援サービスを強化する。

b 甲の役割

子育てに関する支援を必要とする住民と、その支援ができる住民との仲介等、住民の子育でに関する情報収集・提供を行うとともに、地域主体の子育で支援サービスに関する取組みを支援する。

c 乙の役割

子育てに関する支援を必要とする住民と、その支援ができる住民との仲介等、住民の子育てに関する情報収集・提供を行うとともに、地域主体の子育て支援サービスに関する取組みを支援する。

- ・福祉サービスの向上に対する環境の整備
- a 取組みの内容

住民が住み慣れた地域で安心して生活できる圏域を形成するため、福祉及び介護サービスに関する情報発信機能を強化する。

b 甲の役割

関係機関との連携のもと、圏域の医療機関、介護保険施設、福祉施設等に関す

る情報の収集とともに、住民に対し、広域的・総合的な情報を提供する。

c 乙の役割

関係機関との連携のもと、圏域の医療機関、介護保険施設、福祉施設等に関する情報の収集とともに、住民に対し、広域的・総合的な情報を提供する。

- ・幼児療育支援の質の向上
- a 取組みの内容

多種多様な障がい及び支援を必要とする児の療育ニーズに対応するため、研修 会等を実施し、療育者の質の向上を図る。

また、各地域に専門職を派遣することで、地域別の療育ニーズの整備を図る。

b 甲の役割

療育者の質の向上を図るための研修を実施すると共に、各地域が必要とする専 門職の調整・派遣を行う。

c 乙の役割

療育者の質の向上を図るための研修を実施すると共に、地域が必要とする派遣 事業を実施する。

【教育】

- ・外国籍児童・生徒に対する教育環境の整備
- a 取組みの内容

圏域の外国人の子どもの学校生活における適応力及び就学率の向上を図る。

b 甲の役割

初期適応指導教室、日本語教室等、圏域の外国人の子どもが適切な教育を受けられる環境を整備する。

c 乙の役割

初期適応指導教室、日本語教室等、圏域の外国人の子どもが適切な教育を受けられる環境を整備する。

- ・生涯学習機会の充実
- a 取組みの内容

圏域住民の生涯学習機会を推進するため、各公共施設で実施する生涯学習講

座等の充実を図り、また圏域住民への情報提供をする。

b 甲の役割

各公共施設を利用した生涯学習講座等の充実について取組むとともに、圏域内でその情報を共有し住民に発信する。

c 乙の役割

各公共施設を利用した生涯学習講座等の充実について取組むとともに、圏域内でその情報を共有し住民に発信する。

【産業振興】

- ・農林業の振興
- a 取組みの内容

有害鳥獣による農作物被害や耕作放棄地の増加、荒廃する森林の増加など、 農林業の課題に連携して対応するとともに、資源の有効活用や担い手の育成な ど、農林業の振興を図る。

b 甲の役割

有害鳥獣対策として、耕作放棄地や荒廃した森林の整備の実施および、耕作放棄地や森林資源の有効活用の実施、若い世代の担い手育成を推進していく。また、農林業に関する情報の収集や最先端技術などを活用し、新たな整備方法や資源活用方法などの研究・開発に取組むとともに、圏域と情報共有および調整を図る。

c 乙の役割

有害鳥獣対策として、耕作放棄地や荒廃した森林の整備の実施および、耕作放棄地や森林資源の有効活用の実施、若い世代の担い手育成を推進していく。また、農林業に関する情報の収集や最先端技術などを活用し、新たな整備方法や資源活用方法などの研究・開発に取組む。

【防災】

- ・ 圏域防災体制の充実
- a 取組みの内容

圏域の防災力の向上を図るため、圏域住民の防災意識の向上、 災害に対応できる職員の技術向上の体制を整備する。

b 甲の役割

防災体制の充実に向け、中心的な役割を担う。

c 乙の役割

圏域の防災体制の充実に取組む。

【環境】

- ・総合的な環境・エネルギー対策の推進
- a 取組みの内容

圏域住民、民間企業、研究機関、関係団体等多様な主体との連携のもと、圏域全体で二酸化炭素等の温室効果ガスの排出量の削減や、クリーンエネルギーの普及の拡大、緑化及び緑地の保全等を推進する。また、圏域河川の水質保全、自然環境の保護活動、リサイクル等によるごみの減量対策や適正な処理等の環境対策を広域的・効果的に実施する。

b 甲の役割

- (a)関係機関と連携し、温室効果ガスの排出量削減に取組むとともに、クリーンエネルギーの普及の拡大、緑化及び緑地の保全等を推進する。
- (b)圏域住民等と連携し、圏域を流れる河川の水質保全のため、河川等の水質 汚染を監視し、効果的な保全対策を行うとともに、自然保護活動等を推進する。
- (c)圏域住民や民間企業等が行う、ごみの排出量削減、再利用、資源化等、環境 に関わる活動を支援する。
- c 乙の役割
 - (a)関係機関と連携し、温室効果ガスの排出量削減に取組むとともに、クリーンエネルギーの普及の拡大、緑化及び緑地の保全等を推進する。
 - (b) 圏域住民等と連携し、圏域を流れる河川の水質保全のため、河川等の水質 汚染を監視し、効果的な保全対策を行うとともに、自然保護活動等を推進する。
 - (c)圏域住民や民間企業等が行う、ごみの排出量削減、再利用、資源化等、環境 に関わる活動を支援する。

【男女共同参画】

- •男女共同参画推進
- a 取組みの内容

圏域における男女共同参画社会の形成を促進するため、合同研修等を実施し、 職員の資質向上と圏域の人づくりを行う。

b 甲の役割

男女共同参画社会の形成に向け、圏域の人づくり及び職員の資質向上のために必要な調査・研究、合同研修、啓発等を実施する。

c 乙の役割

男女共同参画社会の形成に向け、圏域の人づくり及び職員の資質向上のために必要な調査・研究、合同研修、啓発等を実施する。

【消費生活】

- ・消費生活センター運営
- a 取組みの内容

消費生活の安全・安心の拠点として「広域消費生活相談室」を設置し、消費者被害の相談業務や、未然防止の啓発活動を連携して行う。

b 甲の役割

広域消費生活相談室に相談員を配置し、機能の維持・充実を図るとともに、地域 の消費者の相談、情報提供、啓発活動に取組む。

c 乙の役割

地域の消費者への情報提供や啓発活動に取組む。

(イ) 結びつきやネットワークの強化

【地域公共交通】

- ・ 圏域公共交通の整備
- a 取組みの内容

圏域内を便利に移動できる公共交通網を整備する。

b 甲の役割

圏域内公共交通を維持・確保するとともに、圏域公共交通網の整備において、 中心的な役割を担う。

c 乙の役割

圏域内公共交通を維持・確保するとともに、圏域公共交通網の整備に向けた各

種事業に取組む。

【デジタル・ディバイドの解消へ向けた ICT インフラ整備】

- ・広報連携による情報提供
- a 取組みの内容

圏域内の情報を共有し、相互に発信するほか、行政区の枠組みを越えた広域連携による情報発信を行う。

b 甲の役割

中心的な役割を担い、圏域内の情報を共有・発信するほか、コミュニティ FM 等の地域情報発信媒体を活用し広域連携によるプロモーション等の情報発信を推進する。また、災害時は同媒体を活用し、圏域内の情報の共有を図る。

c 乙の役割

圏域内の情報を共有・発信するほか、コミュニティ FM 等の地域情報発信媒体を活用し広域連携によるプロモーション等の情報発信を推進する。また、災害時は同媒体を活用し、圏域内の情報の共有を図る。

【地域内外の住民との交流・移住促進】

- ・多文化共生の推進
- a 取組みの内容

生活に必要な行政情報の翻訳、窓口での通訳体制を整えるとともに、地域でのコミュニケーションを円滑にするために外国人住民には基礎的な日本語習得の機会を提供し、日本人住民には「やさしい日本語」の習得を促す。また、災害時における通訳ボランティアスタッフの養成を通じて、災害時の情報伝達体制を拡充するとともに、地域リーダーの育成につなげ、地域での住民交流の拡充を目指す。

b 甲の役割

行政情報の翻訳、日本語講座等のスタッフ養成及び場所の提供を行い、多言語 対応の基礎的な部分を提供する。

c 乙の役割

外国人住民の需要を把握し、日本語講座のスタッフ養成や災害時の通訳ボラン ティア養成に対して協力・支援を行う。

(ウ)圏域マネジメント能力の強化

【圏域内市町村の職員等の交流】

- ・定住自立圏構想推進に係る会議の設置
- a 取組みの内容

定住自立圏構想で取組む事業の進捗状況や今後の展望について研究・検討を 行う会議を設置し、事業の積極的な推進を図る。

b 甲の役割 事業に関する情報収集を行い、関係者との調整を図る会議を開催する。

c 乙の役割

事業に関する情報収集を行い、関係者との調整を図る会議を開催する。

(事務執行にあたっての連携、協力及び費用負担)

- 第4条 前条に規定する取組みを推進するため、甲及び乙は、相互に役割を分担して連携 し、又は協力して事務の執行にあたるものとする。
- 2 前条に規定する取組みを推進するため、甲及び乙は、必要な経費が生じるときは、相互の受益の程度を勘案し、当該費用を負担するものとする。
- 3 第1項の規定により必要となる手続き及び人員の確保に係る負担並びに前条に規定する費用の負担については、その都度甲及び乙が協議して別に定めるものとする。

(協定の変更)

第5条 この協定の規定を変更しようとする場合は、甲及び乙が協議の上これを定めるものとする。この場合において、甲及び乙は、あらかじめ議会の議決を経ることとする。

(協定の廃止)

- 第6条 甲又は乙は、この協定を廃止しようとする場合は、あらかじめ議会の議決を経た上でその旨を他方に通知するものとする。
- 2 前項の通告は、書面によって行い、議会の議決書の写しを添付するものとする。
- 3 この協定は、第1項の規定による通告があった日から起算して2年を経過した日にその効

力を失う。

(疑義の解決)

第7条 この協定に関し疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が署名捺印の上、それぞれ各1通を保有する。

令和3年4月1日

甲 美濃加茂市太田町3431番地1 美濃加茂市

美濃加茂市長

乙 加茂郡富加町滝田1511 富加町

富加町長

議第109号

美濃加茂市と川辺町の定住自立圏形成協定を変更することについて

美濃加茂市及び川辺町の間における定住自立圏形成協定を別紙のとおり全部を変更するため、美濃加茂市議会の議決すべき事件に関する条例(平成21年美濃加茂市条例第1号)第2条第2号の規定により、議会の議決を求める。

令和2年11月30日提出

美濃加茂市長 伊藤誠一

令和3年4月1日

美濃加茂市・川辺町

美濃加茂市(以下「甲」という。)と川辺町(以下「乙」という。)は、平成22年9月30日付けで締結した定住自立圏の形成に関する協定について、次のとおり全部を変更する協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、中心市宣言(定住自立圏構想推進要綱(平成20年12月26日総行応 第39号総務事務次官通知)第4の規定によるもの。)を行った甲と、甲が行った中心市宣 言に賛同した乙との間において、より快適でより幸福な暮らしの実現のために必要な都市 機能及び生活機能を強化し、定住化の推進と圏域に住む一人ひとりが、住んでよかった と実感できる「自立循環型のふるさと定住自立圏」を形成することに関して、必要な事項を 定めることを目的とする。

(基本方針)

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するために定住自立圏を形成し、次条に 規定する様々な政策分野において、連携し、また相互に役割を分担して、それぞれの地 域資源を最大限に活用するとともに、その価値を高めていくこととする。

(連携する具体的事項及び役割分担)

第3条 甲及び乙が連携を図る政策分野は、次の(ア)から(ウ)までに掲げるものとする。また、その取組みの内容と当該取組みにおける甲及び乙の役割は、それぞれaからcまでに規定するものとする。

(ア)生活機能の強化に係る政策分野

【医療】

- ・広域救急医療体制の充実
- a 取組みの内容

圏域における救急医療体制を確保するため、病院と診療所の役割分担と連携及 び一次救急と二次・三次救急医療体制の連携並びに健康相談窓口の開設など、 圏域住民が安心して医療を受けられる体制の維持に努める。

b 甲の役割

- (a)地域医療を安定して確保するため、住民に対し、地域医療に関する普及、啓発を行う。
- (b)住民の健康に対する安心感、知識向上のため、健康相談窓口の開設を行う。
- c 乙の役割

地域医療を安定して確保するため、住民に対し、地域医療に関する普及、啓発を行う。

【福祉】

- ・子育て支援サービスの強化
- a 取組みの内容

地域ぐるみで子育てを支える環境の質的・量的向上を図るため、圏域の児童を対象に、住民のニーズやライフスタイルに応じた子育て支援サービスを強化する。

b 甲の役割

子育でに関する支援を必要とする住民と、その支援ができる住民との仲介等、住民の子育でに関する情報収集・提供を行うとともに、地域主体の子育で支援サービスに関する取組みを支援する。

c 乙の役割

子育でに関する支援を必要とする住民と、その支援ができる住民との仲介等、住民の子育でに関する情報収集・提供を行うとともに、地域主体の子育で支援サービスに関する取組みを支援する。

- ・福祉サービスの向上に対する環境の整備
- a 取組みの内容

住民が住み慣れた地域で安心して生活できる圏域を形成するため、福祉及び介護サービスに関する情報発信機能を強化する。

b 甲の役割

関係機関との連携のもと、圏域の医療機関、介護保険施設、福祉施設等に関す

る情報の収集とともに、住民に対し、広域的・総合的な情報を提供する。

c 乙の役割

関係機関との連携のもと、圏域の医療機関、介護保険施設、福祉施設等に関する情報の収集とともに、住民に対し、広域的・総合的な情報を提供する。

- ・幼児療育支援の質の向上
- a 取組みの内容

多種多様な障がい及び支援を必要とする児の療育ニーズに対応するため、研修 会等を実施し、療育者の質の向上を図る。

また、各地域に専門職を派遣することで、地域別の療育ニーズの整備を図る。

b 甲の役割

療育者の質の向上を図るための研修を実施すると共に、各地域が必要とする専 門職の調整・派遣を行う。

c 乙の役割

療育者の質の向上を図るための研修を実施する。

【教育】

- ・外国籍児童・生徒に対する教育環境の整備
- a 取組みの内容

圏域の外国人の子どもの学校生活における適応力及び就学率の向上を図る。

b 甲の役割

初期適応指導教室、日本語教室等、圏域の外国人の子どもが適切な教育を受けられる環境を整備する。

c 乙の役割

初期適応指導教室、日本語教室等、圏域の外国人の子どもが適切な教育を受けられる環境を整備する。

- ・生涯学習機会の充実
- a 取組みの内容

圏域住民の生涯学習機会を推進するため、各公共施設で実施する生涯学習講

座等の充実をはかり、また圏域住民への情報提供をする。

b 甲の役割

各公共施設を利用した生涯学習講座等の充実について取組むとともに、圏域内でその情報を共有し住民に発信する。

c 乙の役割

各公共施設を利用した生涯学習講座等の充実について取組むとともに、圏域内でその情報を共有し住民に発信する。

【産業振興】

- ・農林業の振興
- a 取組みの内容

有害鳥獣による農作物被害や耕作放棄地の増加、荒廃する森林の増加など、 農林業の課題に連携して対応するとともに、資源の有効活用や担い手の育成な ど、農林業の振興を図る。

b 甲の役割

有害鳥獣対策として、耕作放棄地や荒廃した森林の整備の実施および、耕作放棄地や森林資源の有効活用の実施、若い世代の担い手育成を推進していく。また、農林業に関する情報の収集や最先端技術などを活用し、新たな整備方法や資源活用方法などの研究・開発に取組むとともに、圏域と情報共有および調整を図る。

c 乙の役割

有害鳥獣対策として、耕作放棄地や荒廃した森林の整備の実施および、耕作放棄地や森林資源の有効活用の実施、若い世代の担い手育成を推進していく。また、農林業に関する情報の収集や最先端技術などを活用し、新たな整備方法や資源活用方法などの研究・開発に取組む。

【防災】

- ・ 圏域防災体制の充実
- a 取組みの内容

圏域の防災力の向上を図るため、圏域住民の防災意識の向上、災害に対応で

きる職員の技術向上の体制を整備する。

b 甲の役割

防災体制の充実に向け、中心的な役割を担う。

c 乙の役割

圏域の防災体制の充実に取組む。

【環境】

- ・総合的な環境・エネルギー対策の推進
- a 取組みの内容

圏域住民、民間企業、研究機関、関係団体等多様な主体との連携のもと、圏域 全体で二酸化炭素等の温室効果ガスの排出量の削減や、クリーンエネルギーの 普及の拡大、緑化及び緑地の保全等を推進する。また、圏域河川の水質保全、 自然環境の保護活動、リサイクル等によるごみの減量対策や適正な処理等の環 境対策を広域的・効果的に実施する。

b 甲の役割

- (a) 関係機関と連携し、温室効果ガスの排出量削減に取組むとともに、クリーンエネルギーの普及の拡大、緑化及び緑地の保全等を推進する。
- (b) 圏域住民等と連携し、圏域を流れる河川の水質保全のため、河川等の水質 汚染を監視し、効果的な保全対策を行うとともに、自然保護活動等を推進する。
- (c) 圏域住民や民間企業等が行う、ごみの排出量削減、再利用、資源化等、環境に関わる活動を支援する。

c 乙の役割

- (a) 関係機関と連携し、温室効果ガスの排出量削減に取組むとともに、クリーンエネルギーの普及の拡大、緑化及び緑地の保全等を推進する。
- (b) 圏域住民等と連携し、圏域を流れる河川の水質保全のため、河川等の水質 汚染を監視し、効果的な保全対策を行うとともに、自然保護活動等を推進する。
- (c) 圏域住民や民間企業等が行う、ごみの排出量削減、再利用、資源化等、環境に関わる活動を支援する。

【男女共同参画】

- •男女共同参画推進
- a 取組みの内容

圏域における男女共同参画社会の形成を促進するため、合同研修等を実施し、 職員の資質向上と圏域の人づくりを行う。

b 甲の役割

男女共同参画社会の形成に向け、圏域の人づくり及び職員の資質向上のために必要な調査・研究、合同研修、啓発等を実施する。

c 乙の役割

男女共同参画社会の形成に向け、圏域の人づくり及び職員の資質向上のために必要な調査・研究、合同研修、啓発等を実施する。

【消費生活】

- ・消費生活センター運営
- a 取組みの内容

消費生活の安全・安心の拠点として「広域消費生活相談室」を設置し、消費者被害の相談業務や、未然防止の啓発活動を連携して行う。

b 甲の役割

広域消費生活相談室に相談員を配置し、機能の維持・充実を図るとともに、地域 の消費者の相談、情報提供、啓発活動に取組む。

c 乙の役割

地域の消費者への情報提供や啓発活動に取組む。

(イ) 結びつきやネットワークの強化

【地域公共交通】

- ・ 圏域公共交通の整備
- a 取組みの内容

圏域内を便利に移動できる公共交通網を整備する。

b 甲の役割

圏域内公共交通を維持・確保するとともに、圏域公共交通網の整備において、 中心的な役割を担う。

c 乙の役割

圏域内公共交通を維持・確保するとともに、圏域公共交通網の整備に向けた各種事業に取組む。

【デジタル・ディバイドの解消へ向けた ICT インフラ整備】

- ・広報連携による情報提供
- a 取組みの内容

圏域内の情報を共有し、相互に発信するほか、行政区の枠組みを越えた広域連携による情報発信を行う。

b 甲の役割

中心的な役割を担い、圏域内の情報を共有・発信するほか、コミュニティ FM 等の地域情報発信媒体を活用し広域連携によるプロモーション等の情報発信を推進する。また、災害時は同媒体を活用し、圏域内の情報の共有を図る。

c 乙の役割

圏域内の情報を共有・発信するほか、コミュニティ FM 等の地域情報発信媒体を活用し広域連携によるプロモーション等の情報発信を推進する。また、災害時は同媒体を活用し、圏域内の情報の共有を図る。

【地域内外の住民との交流・移住促進】

- ・ 多文化共生の推進
- a 取組みの内容

生活に必要な行政情報の翻訳、窓口での通訳体制を整えるとともに、地域でのコミュニケーションを円滑にするために外国人住民には基礎的な日本語習得の機会を提供し、日本人住民には「やさしい日本語」の習得を促す。また、災害時における通訳ボランティアスタッフの養成を通じて、災害時の情報伝達体制を拡充するとともに、地域リーダーの育成につなげ、地域での住民交流の拡充を目指す。

b 甲の役割

行政情報の翻訳、日本語講座等のスタッフ養成及び場所の提供を行い、多言語 対応の基礎的な部分を提供する。

c 乙の役割

外国人住民の需要を把握し、日本語講座のスタッフ養成や災害時の通訳ボラン ティア養成に対して協力・支援を行う。

(ウ)圏域マネジメント能力の強化

【圏域内市町村の職員等の交流】

- ・定住自立圏構想推進に係る会議の設置
- a 取組みの内容

定住自立圏構想で取組む事業の進捗状況や今後の展望について研究・検討を 行う会議を設置し、事業の積極的な推進を図る。

b 甲の役割 事業に関する情報収集を行い、関係者との調整を図る会議を開催する。

c 乙の役割

事業に関する情報収集を行い、関係者との調整を図る会議を開催する。

【ヒトづくり】

- ・里山人材の育成
- a 取組みの内容

里山文化の住民理解の促進及び里山地域の関係人口創出を図る。

b 甲の役割 地域の里山資源を生かした人材育成に関する取組みを行う。

c 乙の役割

地域の里山資源を生かした人材育成に関する取組みを行う。

(事務執行にあたっての連携、協力及び費用負担)

- 第4条 前条に規定する取組みを推進するため、甲及び乙は、相互に役割を分担して連携 し、又は協力して事務の執行にあたるものとする。
- 2 前条に規定する取組みを推進するため、甲及び乙は、必要な経費が生じるときは、相互の受益の程度を勘案し、当該費用を負担するものとする。
- 3 第1項の規定により必要となる手続き及び人員の確保に係る負担並びに前項に規定する費用の負担については、その都度甲及び乙が協議して別に定めるものとする。

(協定の変更)

第5条 この協定の規定を変更しようとする場合は、甲及び乙が協議の上これを定めるものとする。この場合において、甲及び乙は、あらかじめ議会の議決を経ることとする。

(協定の廃止)

- 第6条 甲又は乙は、この協定を廃止しようとする場合は、あらかじめ議会の議決を経た上でその旨を他方に通知するものとする。
- 2 前項の通告は、書面によって行い、議会の議決書の写しを添付するものとする。
- 3 この協定は、第1項の規定による通告があった日から起算して2年を経過した日にその効力を失う。

(疑義の解決)

第7条 この協定に関し疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が署名捺印の上、それぞれ各1通を保有する。

令和3年4月1日

甲 美濃加茂市太田町3431番地1

美濃加茂市

美濃加茂市長

乙 加茂郡川辺町中川辺1518番地4

川辺町

川辺町長

議第110号

美濃加茂市と七宗町の定住自立圏形成協定を変更することについて

美濃加茂市及び七宗町の間における定住自立圏形成協定を別紙のとおり全部を変更するため、美濃加茂市議会の議決すべき事件に関する条例(平成21年美濃加茂市条例第1号)第2条第2号の規定により、議会の議決を求める。

令和2年11月30日提出

美濃加茂市長 伊藤誠一

定住自立圏の形成に関する協定の 全部を変更する協定書

令和3年4月1日

美濃加茂市・七宗町

定住自立圏の形成に関する協定の全部を変更する協定書

美濃加茂市(以下「甲」という。)と七宗町(以下「乙」という。)は、平成23年3月28日付けで締結した定住自立圏の形成に関する協定について、次のとおり全部を変更する協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、中心市宣言(定住自立圏構想推進要綱(平成20年12月26日総行応 第39号総務事務次官通知)第4の規定によるもの。)を行った甲と、甲が行った中心市宣 言に賛同した乙との間において、より快適で幸福な暮らしの実現のために必要な都市機 能及び生活機能を強化し、定住化の推進と圏域に住む一人ひとりが、住んでよかったと 実感できる「自立循環型のふるさと定住自立圏」を形成することに関して、必要な事項を 定める。

(基本方針)

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するために定住自立圏を形成し、次条に 規定する様々な政策分野において、連携し、また相互に役割を分担して、それぞれの地 域資源を最大限に活用するとともに、その価値を高めていくこととする。

(連携する具体的事項及び役割分担)

第3条 甲及び乙が連携を図る政策分野は、次の(ア)から(ウ)までに掲げるものとする。また、その取組みの内容と当該取組みにおける甲及び乙の役割は、それぞれaからcまでに規定するものとする。

(ア)生活機能の強化に係る政策分野

【医療】

- ・広域救急医療体制の充実
- a 取組みの内容

圏域における救急医療体制を確保するため、病院と診療所の役割分担と連携及び一次救急と二次・三次救急医療体制の連携並びに健康相談窓口の開設など 圏域住民が安心して医療を受けられる体制の維持に努める。

b 甲の役割

- (a)地域医療を安定して確保するため、住民に対し、地域医療に関する普及、啓発を行う。
- (b)住民の健康に対する安心感、知識向上のため、健康相談窓口の開設を行う。
- c 乙の役割

地域医療を安定して確保するため、住民に対し、地域医療に関する普及、啓発を行う。

【福祉】

- ・子育て支援サービスの強化
- a 取組みの内容

地域ぐるみで子育てを支える環境の質的・量的向上を図るため、圏域の児童を対象に、住民のニーズやライフスタイルに応じた子育て支援サービスを強化する。

b 甲の役割

子育でに関する支援を必要とする住民と、その支援ができる住民との仲介等、住民の子育でに関する情報収集・提供を行うとともに、地域主体の子育で支援サービスに関する取組みを支援する。

c 乙の役割

子育てに関する支援を必要とする住民と、その支援ができる住民との仲介等、住民の子育でに関する情報収集・提供を行うとともに、地域主体の子育で支援サービスに関する取組みを支援する。

- ・福祉サービスの向上に対する環境の整備
- a 取組みの内容

住民が住み慣れた地域で安心して生活できる圏域を形成するため、福祉及び介護サービスに関する情報発信機能を強化する。

b 甲の役割

関係機関との連携のもと、圏域の医療機関、介護保険施設、福祉施設等に関す

る情報の収集とともに、住民に対し、広域的・総合的な情報を提供する。

c 乙の役割

関係機関との連携のもと、圏域の医療機関、介護保険施設、福祉施設等に関する情報の収集とともに、住民に対し、広域的・総合的な情報を提供する。

- ・幼児療育支援の質の向上
- a 取組みの内容

多種多様な障がい及び支援を必要とする児の療育ニーズに対応するため、研修 会等を実施し、療育者の質の向上を図る。

また、各地域に専門職を派遣することで、地域別の療育ニーズの整備を図る。

b 甲の役割

療育者の質の向上を図るための研修を実施すると共に、各地域が必要とする専 門職の調整・派遣を行う。

c 乙の役割

療育者の質の向上を図るための研修を実施する。

【教育】

- ・外国籍児童・生徒に対する教育環境の整備
- a 取組みの内容

圏域の外国人の子どもの学校生活における適応力及び就学率の向上を図る。

b 甲の役割

初期適応指導教室、日本語教室等、圏域の外国人の子どもが適切な教育を受けられる環境を整備する。

c 乙の役割

初期適応指導教室、日本語教室等、圏域の外国人の子どもが適切な教育を受けられる環境を整備する。

- ・生涯学習機会の充実
- a 取組みの内容

圏域住民の生涯学習機会を推進するため、各公共施設で実施する生涯学習講

座等の充実をはかり、また圏域住民への情報提供をする。

b 甲の役割

各公共施設を利用した生涯学習講座等の充実について取組むとともに、圏域内でその情報を共有し住民に発信する。

c 乙の役割

各公共施設を利用した生涯学習講座等の充実について取組むとともに、圏域内でその情報を共有し住民に発信する。

【産業振興】

- ・農林業の振興
- a 取組みの内容

有害鳥獣による農作物被害や耕作放棄地の増加、荒廃する森林の増加など、 農業の課題に連携して対応するとともに、資源の有効活用や担い手の育成など、 農林業の振興を図る。

b 甲の役割

有害鳥獣対策として、耕作放棄地や荒廃した森林の整備の実施および、耕作放棄地や森林資源の有効活用の実施、若い世代の担い手育成を推進していく。また、農林業に関する情報の収集や最先端技術などを活用し、新たな整備方法や資源活用方法などの研究・開発に取組むとともに、圏域と情報共有および調整を図る。

c 乙の役割

有害鳥獣対策として、耕作放棄地や荒廃した森林の整備の実施および、耕作放棄地や森林資源の有効活用の実施、若い世代の担い手育成を推進していく。また、農林業に関する情報の収集や最先端技術などを活用し、新たな整備方法や資源活用方法などの研究・開発に取組む。

【防災】

- ・ 圏域防災体制の充実
- a 取組みの内容

圏域の防災力の向上を図るため、圏域住民の防災意識の向上、災害に対応で

きる職員の技術向上の体制を整備する。

b 甲の役割

防災体制の充実に向け、中心的な役割を担う。

c 乙の役割

圏域の防災体制の充実に取組む。

【環境】

- ・総合的な環境・エネルギー対策の推進
- a 取組みの内容

圏域住民、民間企業、研究機関、関係団体等多様な主体との連携のもと、圏域 全体で二酸化炭素等の温室効果ガスの排出量の削減や、クリーンエネルギーの 普及の拡大、緑化及び緑地の保全等を推進する。また、圏域河川の水質保全、 自然環境の保護活動、リサイクル等によるごみの減量対策や適正な処理等の環 境対策を広域的・効果的に実施する。

b 甲の役割

- (a) 関係機関と連携し、温室効果ガスの排出量削減に取組むとともに、クリーンエネルギーの普及の拡大、緑化及び緑地の保全等を推進する。
- (b) 圏域住民等と連携し、圏域を流れる河川の水質保全のため、河川等の水質 汚染を監視し、効果的な保全対策を行うとともに、自然保護活動等を推進する。
- (c) 圏域住民や民間企業等が行う、ごみの排出量削減、再利用、資源化等、環境に関わる活動を支援する。

c 乙の役割

- (a) 関係機関と連携し、温室効果ガスの排出量削減に取組むとともに、クリーンエネルギーの普及の拡大、緑化及び緑地の保全等を推進する。
- (b) 圏域住民等と連携し、圏域を流れる河川の水質保全のため、河川等の水質 汚染を監視し、効果的な保全対策を行うとともに、自然保護活動等を推進する。
- (c) 圏域住民や民間企業等が行う、ごみの排出量削減、再利用、資源化等、環境に関わる活動を支援する。

【男女共同参画】

•男女共同参画推進

a 取組みの内容

圏域における男女共同参画社会の形成を促進するため、合同研修等を実施し、 職員の資質向上と圏域の人づくりを行う。

b 甲の役割

男女共同参画社会の形成に向け、圏域の人づくり及び職員の資質向上のために必要な調査・研究、合同研修、啓発等を実施する。

c 乙の役割

男女共同参画社会の形成に向け、圏域の人づくり及び職員の資質向上のために必要な調査・研究、合同研修、啓発等を実施する。

(イ) 結びつきやネットワークの強化

【地域公共交通】

- ・ 圏域公共交通の整備
- a 取組みの内容

圏域内を便利に移動できる公共交通網を整備する。

b 甲の役割

圏域内公共交通を維持・確保するとともに、圏域公共交通網の整備において、 中心的な役割を担う。

c 乙の役割

圏域内公共交通を維持・確保するとともに、圏域公共交通網の整備に向けた各種事業に取組む。

【デジタル・ディバイドの解消へ向けた ICT インフラ整備】

- ・広報連携による情報提供
- a 取組みの内容

圏域内の情報を共有し、相互に発信するほか、行政区の枠組みを越えた広域連携による情報発信を行う。

b 甲の役割

中心的な役割を担い、圏域内の情報を共有・発信するほか、コミュニティ FM 等の地域情報発信媒体を活用し広域連携によるプロモーション等の情報発信を推進する。また、災害時は同媒体を活用し、圏域内の情報の共有を図る。

c 乙の役割

圏域内の情報を共有・発信するほか、コミュニティ FM 等の地域情報発信媒体を活用し広域連携によるプロモーション等の情報発信を推進する。また、災害時は同媒体を活用し、圏域内の情報の共有を図る。

(ウ)圏域マネジメント能力の強化

【圏域内市町村の職員等の交流】

- 定住自立圏構想推進に係る会議の設置
- a 取組みの内容

定住自立圏構想で取組む事業の進捗状況や今後の展望について研究・検討を 行う会議を設置し、事業の積極的な推進を図る。

- b 甲の役割 事業に関する情報収集を行い、関係者との調整を図る会議を開催する。
- c 乙の役割

事業に関する情報収集を行い、関係者との調整を図る会議を開催する。

(事務執行にあたっての連携、協力及び費用負担)

- 第4条 前条に規定する取組みを推進するため、甲及び乙は、相互に役割を分担して連携 し、又は協力して事務の執行にあたるものとする。
- 2 前条に規定する取組みを推進するため、甲及び乙は、必要な経費が生じるときは、相互の受益の程度を勘案し、当該費用を負担するものとする。
- 3 第1項の規定により必要となる手続き及び人員の確保に係る負担並びに前項に規定する費用の負担については、その都度甲及び乙が協議して別に定めるものとする。

(協定の変更)

第5条 この協定の規定を変更しようとする場合は、甲及び乙が協議の上これを定めるものとする。この場合において、甲及び乙は、あらかじめ議会の議決を経ることとする。

(協定の廃止)

- 第6条 甲又は乙は、この協定を廃止しようとする場合は、あらかじめ議会の議決を経た上でその旨を他方に通知するものとする。
- 2 前項の通告は、書面によって行い、議会の議決書の写しを添付するものとする。
- 3 この協定は、第1項の規定による通告があった日から起算して2年を経過した日にその効力を失う。

(疑義の解決)

第7条 この協定に関し疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が署名捺印の上、それぞれ各1通を保有する。

令和3年4月1日

甲 美濃加茂市太田町3431番地1 美濃加茂市

美濃加茂市長

乙 加茂郡七宗町上麻生2442番地の3 七宗町

七宗町長

議第111号

美濃加茂市と八百津町の定住自立圏形成協定を変更することについて

美濃加茂市及び八百津町の間における定住自立圏形成協定を別紙のとおり全部を変更するため、美濃加茂市議会の議決すべき事件に関する条例(平成21年美濃加茂市条例第1号)第2条第2号の規定により、議会の議決を求める。

令和2年11月30日提出

美濃加茂市長 伊藤誠 一

定住自立圏の形成に関する協定の 全部を変更する協定書

令和3年4月1日

美濃加茂市・八百津町

定住自立圏の形成に関する協定の全部を変更する協定書

美濃加茂市(以下「甲」という。)と八百津町(以下「乙」という。)は、平成23年12月22日付けで締結した定住自立圏の形成に関する協定について、次のとおり全部を変更する協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、中心市宣言(定住自立圏構想推進要綱(平成20年12月26日総行応第39号総務事務次官通知)第4の規定によるもの。)を行った甲と、甲が行った中心市宣言に賛同した乙との間において、より快適で幸福な暮らしの実現のために必要な都市機能及び生活機能を強化し、定住化の推進と圏域に住む一人ひとりが、住んでよかったと実感できる「自立循環型のふるさと定住自立圏」を形成することに関して、必要な事項を定める。

(基本方針)

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するために定住自立圏を形成し、次条 に規定する様々な政策分野において、連携し、また相互に役割を分担して、それぞれの 地域資源を最大限に活用するとともに、その価値を高めていくこととする。

(連携する具体的事項及び役割分担)

- 第3条 甲及び乙が連携を図る政策分野は、次の(ア)から(ウ)までに掲げるものとする。また、その取組みの内容と当該取組みにおける甲及び乙の役割は、それぞれaからcまでに規定するものとする。
 - (ア) 生活機能の強化に係る政策分野

【医療】

- 広域救急医療体制の充実
- a 取組みの内容

圏域における救急医療体制を確保するため、病院と診療所の役割分担 と連携及び一次救急と二次・三次救急医療体制の連携並びに健康相談 窓口の開設など、圏域住民が安心して医療を受けられる体制の維持に 努める。

b 甲の役割

- (a)地域医療を安定して確保するため、住民に対し、地域医療に関する普及、啓発を行う。
- (b)住民の健康に対する安心感、知識向上のため、健康相談窓口の開設を行う。
- c 乙の役割

地域医療を安定して確保するため、住民に対し、地域医療に関する普及、啓発を行う。

【福祉】

- ・福祉サービスの向上に対する環境の整備
- a 取組みの内容

住民が住み慣れた地域で安心して生活できる圏域を形成するため、福祉及び介護サービスに関する情報発信機能を強化する。

b 甲の役割

関係機関との連携のもと、圏域の医療機関、介護保険施設、福祉施設等に関する情報の収集とともに、住民に対し、広域的・総合的な情報を提供する。

c 乙の役割

関係機関との連携のもと、圏域の医療機関、介護保険施設、福祉施設等に関する情報の収集とともに、住民に対し、広域的・総合的な情報を提供する。

- ・ 幼児療育支援の質の向上
- a 取組みの内容

多種多様な障がい及び支援を必要とする児の療育ニーズに対応するため、研修会等を実施し、療育者の質の向上を図る。

また、各地域に専門職を派遣することで、地域別の療育ニーズの整備

を図る。

b 甲の役割

療育者の質の向上を図るための研修を実施すると共に、各地域が必要とする専門職の調整・派遣を行う。

c 乙の役割

療育者の質の向上を図るための研修を実施すると共に、地域が必要 とする派遣事業を実施する。

【教育】

- ・ 生涯学習機会の充実
- a 取組みの内容

圏域住民の生涯学習機会を推進するため、各公共施設で実施する生涯 学習講座等の充実をはかり、また圏域住民への情報提供をする。

b 甲の役割

各公共施設を利用した生涯学習講座等の充実について取組むとともに、 圏域内でその情報を共有し住民に発信する。

c 乙の役割

各公共施設を利用した生涯学習講座等の充実について取組むとともに、 圏域内でその情報を共有し住民に発信する。

【防災】

- ・ 圏域防災体制の充実
- a 取組みの内容

圏域の防災力の向上を図るため、圏域住民の防災意識の向上、災害に 対応できる職員の技術向上の体制を整備する。

b 甲の役割

防災体制の充実に向け、中心的な役割を担う。

c 乙の役割

圏域の防災体制の充実に取組む。

【環境】

- ・総合的な環境・エネルギー対策の推進
- a 取組みの内容

圏域住民、民間企業、研究機関、関係団体等多様な主体との連携のもと、圏域全体で二酸化炭素等の温室効果ガスの排出量の削減や、クリーンエネルギーの普及の拡大、緑化及び緑地の保全等を推進する。また、圏域河川の水質保全、自然環境の保護活動、リサイクル等によるごみの減量対策や適正な処理等の環境対策を広域的・効果的に実施する。

b 甲の役割

- (a) 関係機関と連携し、温室効果ガスの排出量削減に取組むとともに、 クリーンエネルギーの普及の拡大、緑化及び緑地の保全等を推進する。
- (b) 圏域住民等と連携し、圏域を流れる河川の水質保全のため、河川等の水質汚染を監視し、効果的な保全対策を行うとともに、自然保護活動等を推進する。
- (c) 圏域住民や民間企業等が行う、ごみの排出量削減、再利用、資源 化等、環境に関わる活動を支援する。

c 乙の役割

- (a) 関係機関と連携し、温室効果ガスの排出量削減に取組むとともに、 クリーンエネルギーの普及の拡大、緑化及び緑地の保全等を推進する。
- (b) 圏域住民等と連携し、圏域を流れる河川の水質保全のため、河川等の水質汚染を監視し、効果的な保全対策を行うとともに、自然保護活動等を推進する。
- (c) 圏域住民や民間企業等が行う、ごみの排出量削減、再利用、資源 化等、環境に関わる活動を支援する。

【男女共同参画】

- 男女共同参画推進
- a 取組みの内容

圏域における男女共同参画社会の形成を促進するため、合同研修等を 実施し、職員の資質向上と圏域の人づくりを行う。

b 甲の役割

男女共同参画社会の形成に向け、圏域の人づくり及び職員の資質向上 のために必要な調査・研究、合同研修、啓発等を実施する。

c 乙の役割

男女共同参画社会の形成に向け、圏域の人づくり及び職員の資質向のために必要な調査・研究、合同研修、啓発等を実施する。

(イ) 結びつきやネットワークの強化

【デジタル・ディバイドの解消へ向けた ICT インフラ整備】

- ・広報連携による情報提供
- a 取組みの内容

圏域内の情報を共有し、相互に発信するほか、行政区の枠組みを越え た広域連携による情報発信を行う。

b 甲の役割

中心的な役割を担い、圏域内の情報を共有・発信するほか、コミュニティ FM 等の地域情報発信媒体を活用し広域連携によるプロモーション等の情報発信を推進する。また、災害時は同媒体を活用し、圏域内の情報の共有を図る。

c 乙の役割

圏域内の情報を共有・発信するほか、コミュニティ FM 等の地域情報発信媒体を活用し広域連携によるプロモーション等の情報発信を推進する。また、災害時は同媒体を活用し、圏域内の情報の共有を図る。

(ウ) 圏域マネジメント能力の強化

【圏域内市町村の職員等の交流】

- ・定住自立圏構想推進に係る会議の設置
- a 取組みの内容

定住自立圏構想で取組む事業の進捗状況や今後の展望について研究・ 検討を行う会議を設置し、事業の積極的な推進を図る。

b 甲の役割

事業に関する情報収集を行い、関係者との調整を図る会議を開催する。

c 乙の役割

事業に関する情報収集を行い、関係者との調整を図る会議を開催する。

(事務執行にあたっての連携、協力及び費用負担)

- 第4条 前条に規定する取組みを推進するため、甲及び乙は、相互に役割を分担して連携し、又は協力して事務の執行にあたるものとする。
- 2 前条に規定する取組みを推進するため、甲及び乙は、必要な経費が生じる ときは、相互の受益の程度を勘案し、当該費用を負担するものとする。
- 3 第1項の規定により必要となる手続き及び人員の確保に係る負担並びに前項に規定する費用の負担については、その都度甲及び乙が協議して別に定めるものとする。

(協定の変更)

第5条 この協定の規定を変更しようとする場合は、甲及び乙が協議の上これ を定めるものとする。この場合において、甲及び乙は、あらかじめ議会の議 決を経ることとする。

(協定の廃止)

- 第6条 甲又は乙は、この協定を廃止しようとする場合は、あらかじめ議会の 議決を経た上でその旨を他方に通知するものとする。
- 2 前項の通知は、書面によって行い、議会の議決書の写しを添付するものと する。
- 3 この協定は、第1項の規定による通知があった日から起算して2年を経過 した日にその効力を失う。

(疑義の解決)

第7条 この協定に関し疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が署名捺印の上、それぞれ各1通を保有する。

令和3年4月1日

甲 美濃加茂市太田町3431番地1 美濃加茂市

美濃加茂市長

乙 加茂郡八百津町八百津3903番地2 八百津町

八百津町長

議第112号

美濃加茂市と白川町の定住自立圏形成協定を変更することについて

美濃加茂市及び白川町の間における定住自立圏形成協定を別紙のとおり全部を変更するため、美濃加茂市議会の議決すべき事件に関する条例(平成21年美濃加茂市条例第1号)第2条第2号の規定により、議会の議決を求める。

令和2年11月30日提出

美濃加茂市長 伊藤誠一

定住自立圏の形成に関する協定の 全部を変更する協定書

令和3年4月1日

美濃加茂市・白川町

定住自立圏の形成に関する協定の全部を変更する協定書

美濃加茂市(以下「甲」という。)と白川町(以下「乙」という。)は、平成23年9月29日付けで締結した定住自立圏の形成に関する協定について、次のとおり全部を変更する協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、中心市宣言(定住自立圏構想推進要綱(平成20年12月26日総行応 第39号総務事務次官通知)第4の規定によるもの。)を行った甲と、甲が行った中心市宣 言に賛同した乙との間において、より快適で幸福な暮らしの実現のために必要な都市機 能及び生活機能を強化し、定住化の推進と圏域に住む一人ひとりが、住んでよかったと 実感できる「自立循環型のふるさと定住自立圏」を形成することに関して、必要な事項を 定める。

(基本方針)

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するために定住自立圏を形成し、次条に 規定する様々な政策分野において、連携し、また相互に役割を分担して、それぞれの地 域資源を最大限に活用するとともに、その価値を高めていくこととする。

(連携する具体的事項及び役割分担)

第3条 甲及び乙が連携を図る政策分野は、次の(ア)から(ウ)までに掲げるものとする。また、その取組みの内容と当該取組みにおける甲及び乙の役割は、それぞれaからcまでに規定するものとする。

(ア)生活機能の強化に係る政策分野

【医療】

- ・広域救急医療体制の充実
- a 取組みの内容

圏域における救急医療体制を確保するため、病院と診療所の役割分担と連携及 び一次救急と二次・三次救急医療体制の連携並びに健康相談窓口の開設など、 圏域住民が安心して医療を受けられる体制の維持に努める。

b 甲の役割

- (a)地域医療を安定して確保するため、住民に対し、地域医療に関する普及、啓発を行う。
- (b)住民の健康に対する安心感、知識向上のため、健康相談窓口の開設を行う。
- c 乙の役割

地域医療を安定して確保するため、住民に対し、地域医療に関する普及、啓発を行う。

【福祉】

- ・福祉サービスの向上に対する環境の整備
- a 取組みの内容

住民が住み慣れた地域で安心して生活できる圏域を形成するため、福祉及び介護サービスに関する情報発信機能を強化する。

b 甲の役割

関係機関との連携のもと、圏域の医療機関、介護保険施設、福祉施設等に関する情報の収集とともに、住民に対し、広域的・総合的な情報を提供する。

c 乙の役割

関係機関との連携のもと、圏域の医療機関、介護保険施設、福祉施設等に関する情報の収集とともに、住民に対し、広域的・総合的な情報を提供する。

- ・幼児療育支援の質の向上
- a 取組みの内容

多種多様な障がい及び支援を必要とする児の療育ニーズに対応するため、研修 会等を実施し、療育者の質の向上を図る。

また、各地域に専門職を派遣することで、地域別の療育ニーズの整備を図る。

b 甲の役割

療育者の質の向上を図るための研修を実施すると共に、各地域が必要とする専 門職の調整・派遣を行う。 c 乙の役割

療育者の質の向上を図るための研修を実施する。

【教育】

- ・生涯学習機会の充実
- a 取組みの内容

圏域住民の生涯学習機会を推進するため、各公共施設で実施する生涯学習講 座等の充実をはかり、また圏域住民への情報提供をする。

b 甲の役割

各公共施設を利用した生涯学習講座等の充実について取組むとともに、圏域内でその情報を共有し住民に発信する。

c 乙の役割

各公共施設を利用した生涯学習講座等の充実について取組むとともに、圏域内でその情報を共有し住民に発信する。

【防災】

- ・ 圏域防災体制の充実
- a 取組みの内容

圏域の防災力の向上を図るため、圏域住民の防災意識の向上、災害に対応できる職員の技術向上の体制を整備する。

b 甲の役割

防災体制の充実に向け、中心的な役割を担う。

c 乙の役割

圏域の防災体制の充実に取組む。

【環境】

- ・総合的な環境・エネルギー対策の推進
- a 取組みの内容

圏域住民、民間企業、研究機関、関係団体等多様な主体との連携のもと、圏域全体で二酸化炭素等の温室効果ガスの排出量の削減や、クリーンエネルギーの普及の拡大、緑化及び緑地の保全等を推進する。また、圏域河川の水質保全、自然環境の保護活動、リサイクル等によるごみの減量対策や適正な処理等の環

境対策を広域的・効果的に実施する。

b 甲の役割

- (a)関係機関と連携し、温室効果ガスの排出量削減に取組むとともに、クリーンエネルギーの普及の拡大、緑化及び緑地の保全等を推進する。
- (b)圏域住民等と連携し、圏域を流れる河川の水質保全のため、河川等の水質 汚染を監視し、効果的な保全対策を行うとともに、自然保護活動等を推進する。
- (c)圏域住民や民間企業等が行う、ごみの排出量削減、再利用、資源化等、環境 に関わる活動を支援する。

c 乙の役割

- (a)関係機関と連携し、温室効果ガスの排出量削減に取組むとともに、クリーンエネルギーの普及の拡大、緑化及び緑地の保全等を推進する。
- (b) 圏域住民等と連携し、圏域を流れる河川の水質保全のため、河川等の水質 汚染を監視し、効果的な保全対策を行うとともに、自然保護活動等を推進する。
- (c)圏域住民や民間企業等が行う、ごみの排出量削減、再利用、資源化等、環境 に関わる活動を支援する。

【男女共同参画】

- •男女共同参画推進
- a 取組みの内容

圏域における男女共同参画社会の形成を促進するため、合同研修等を実施し、 職員の資質向上と圏域の人づくりを行う。

b 甲の役割

男女共同参画社会の形成に向け、圏域の人づくり及び職員の資質向上のために必要な調査・研究、合同研修、啓発等を実施する。

c 乙の役割

男女共同参画社会の形成に向け、圏域の人づくり及び職員の資質向上のために必要な調査・研究、合同研修、啓発等を実施する。

(イ) 結びつきやネットワークの強化

【地域公共交通】

- ・ 圏域公共交通の整備
- a 取組みの内容

圏域内を便利に移動できる公共交通網を整備する。

b 甲の役割

圏域内公共交通を維持・確保するとともに、圏域公共交通網の整備において、 中心的な役割を担う。

c 乙の役割

圏域内公共交通を維持・確保するとともに、圏域公共交通網の整備に向けた各種事業に取組む。

【デジタル・ディバイドの解消へ向けた ICT インフラ整備】

- ・広報連携による情報提供
- a 取組みの内容

圏域内の情報を共有し、相互に発信するほか、行政区の枠組みを越えた広域連携による情報発信を行う。

b 甲の役割

中心的な役割を担い、圏域内の情報を共有・発信するほか、コミュニティ FM 等の地域情報発信媒体を活用し広域連携によるプロモーション等の情報発信を推進する。また、災害時は同媒体を活用し、圏域内の情報の共有を図る。

c 乙の役割

圏域内の情報を共有・発信するほか、コミュニティ FM 等の地域情報発信媒体を活用し広域連携によるプロモーション等の情報発信を推進する。また、災害時は同媒体を活用し、圏域内の情報の共有を図る。

(ウ) 圏域マネジメント能力の強化

【圏域内市町村の職員等の交流】

- ・定住自立圏構想推進に係る会議の設置
- a 取組みの内容

定住自立圏構想で取組む事業の進捗状況や今後の展望について研究・検討を 行う会議を設置し、事業の積極的な推進を図る。 b 甲の役割

事業に関する情報収集を行い、関係者との調整を図る会議を開催する。

c 乙の役割

事業に関する情報収集を行い、関係者との調整を図る会議を開催する。

【ヒトづくり】

- ・里山人材の育成
- a 取組みの内容

里山文化の住民理解の促進及び里山地域の関係人口創出を図る。

b 甲の役割

地域の里山資源を生かした人材育成に関する取組みを行う。

c 乙の役割

地域の里山資源を生かした人材育成に関する取組みを行う。

(事務執行にあたっての連携、協力及び費用負担)

- 第4条 前条に規定する取組みを推進するため、甲及び乙は、相互に役割を分担して連携 し、又は協力して事務の執行にあたるものとする。
- 2 前条に規定する取組みを推進するため、甲及び乙は、必要な経費が生じるときは、相互の受益の程度を勘案し、当該費用を負担するものとする。
- 3 第1項の規定により必要となる手続き及び人員の確保に係る負担並びに前項に規定する費用の負担については、その都度甲及び乙が協議して別に定めるものとする。

(協定の変更)

第5条 この協定の規定を変更しようとする場合は、甲及び乙が協議の上これを定めるものとする。この場合において、甲及び乙は、あらかじめ議会の議決を経ることとする。

(協定の廃止)

- 第6条 甲又は乙は、この協定を廃止しようとする場合は、あらかじめ議会の議決を経た上でその旨を他方に通知するものとする。
- 2 前項の通知は、書面によって行い、議会の議決書の写しを添付するものとする。

3 この協定は、第1項の規定による通知があった日から起算して2年を経過した日にその効力を失う。

(疑義の解決)

第7条 この協定に関し疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が署名捺印の上、それぞれ各1通を保有する。

令和3年4月1日

甲 美濃加茂市太田町3431番地1 美濃加茂市

美濃加茂市長

乙 加茂郡白川町河岐715番地 白川町

白川町長

議第113号

美濃加茂市と東白川村の定住自立圏形成協定を変更することについて

美濃加茂市及び東白川村の間における定住自立圏形成協定を別紙のとおり全部を変更するため、美濃加茂市議会の議決すべき事件に関する条例(平成21年美濃加茂市条例第1号)第2条第2号の規定により、議会の議決を求める。

令和2年11月30日提出

美濃加茂市長 伊藤誠一

定住自立圏の形成に関する協定の 全部を変更する協定書

令和3年4月1日

美濃加茂市・東白川村

定住自立圏の形成に関する協定の全部を変更する協定書

美濃加茂市(以下「甲」という。)と東白川村(以下「乙」という。)は、平成23年12月22日付けで締結した定住自立圏の形成に関する協定について、次のとおり全部を変更する協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、中心市宣言(定住自立圏構想推進要綱(平成20年12月26日総行応 第39号総務事務次官通知)第4の規定によるもの。)を行った甲と、甲が行った中心市宣 言に賛同した乙との間において、より快適で幸福な暮らしの実現のために必要な都市機 能及び生活機能を強化し、定住化の推進と圏域に住む一人ひとりが、住んでよかったと 実感できる「自立循環型のふるさと定住自立圏」を形成することに関して、必要な事項を 定める。

(基本方針)

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するために定住自立圏を形成し、次条に 規定する様々な政策分野において、連携し、また相互に役割を分担して、それぞれの地 域資源を最大限に活用するとともに、その価値を高めていくこととする。

(連携する具体的事項及び役割分担)

第3条 甲及び乙が連携を図る政策分野は、次の(ア)から(ウ)までに掲げるものとする。また、その取組みの内容と当該取組みにおける甲及び乙の役割は、それぞれaからcまでに規定するものとする。

(ア)生活機能の強化に係る政策分野

【医療】

- ・広域救急医療体制の充実
- a 取組みの内容

圏域における救急医療体制を確保するため、病院と診療所の役割分担と連携及 び一次救急と二次・三次救急医療体制の連携並びに健康相談窓口の開設など、 圏域住民が安心して医療を受けられる体制の維持に努める。

b 甲の役割

- (a)地域医療を安定して確保するため、住民に対し、地域医療に関する普及、啓発を行う。
- (b)住民の健康に対する安心感、知識向上のため、健康相談窓口の開設を行う。
- c 乙の役割

地域医療を安定して確保するため、住民に対し、地域医療に関する普及、啓発を行う。

【福祉】

- ・福祉サービスの向上に対する環境の整備
- a 取組みの内容

住民が住み慣れた地域で安心して生活できる圏域を形成するため、福祉及び介護サービスに関する情報発信機能を強化する。

b 甲の役割

関係機関との連携のもと、圏域の医療機関、介護保険施設、福祉施設等に関する情報の収集とともに、住民に対し、広域的・総合的な情報を提供する。

c 乙の役割

関係機関との連携のもと、圏域の医療機関、介護保険施設、福祉施設等に関する情報の収集とともに、住民に対し、広域的・総合的な情報を提供する。

- ・幼児療育支援の質の向上
- a 取組みの内容

多種多様な障がい及び支援を必要とする児の療育ニーズに対応するため、研修 会等を実施し、療育者の質の向上を図る。

また、各地域に専門職を派遣することで、地域別の療育ニーズの整備を図る。

b 甲の役割

療育者の質の向上を図るための研修を実施すると共に、各地域が必要とする専門職の調整・派遣を行う。

c 乙の役割

療育者の質の向上を図るための研修を実施すると共に、地域が必要とする派遣 事業を実施する。

【教育】

- ・生涯学習機会の充実
- a 取組みの内容

圏域住民の生涯学習機会を推進するため、各公共施設で実施する生涯学習講座等の充実をはかり、また圏域住民への情報提供をする。

b 甲の役割

各公共施設を利用した生涯学習講座等の充実について取組むとともに、圏域内でその情報を共有し住民に発信する。

c 乙の役割

各公共施設を利用した生涯学習講座等の充実について取組むとともに、圏域内でその情報を共有し住民に発信する。

【健康】

- ・健康寿命の延伸に向けた取組みの推進
- a 取組みの内容

圏域住民の健康寿命の延伸を図るため、圏域市町村職員のデータ活用に関する専門性を向上させ、健康に関するデータの収集・分析を実践し、データを活用した保健事業の実施を強化する。

b 甲の役割

連携市町村職員のデータ分析及び活用に関する専門的知識や技術の向上を目的とした取組みを行う。また、連携市町村の健康に関するデータを収集及び分析し、分析結果を活用した保健事業を展開する。

c 乙の役割

連携市町村職員のデータ分析及び活用に関する専門的知識や技術の向上を目的とした取組みを行う。また、連携市町村の健康に関するデータを収集及び分析し、分析結果を活用した保健事業を展開する。

- ・健康づくり事業の充実
- a 取組みの内容

全ての住民が、住み慣れた圏域の中で生涯にわたり、いきいきと健康で暮らせるように、各種健康づくり事業に係る連携を図る。

b 甲の役割

各種健康づくり事業の実施に必要な協議、事業企画、住民等への周知を行う。

c 乙の役割

各種健康づくり事業の実施に必要な協議、事業企画、住民等への周知を行う。

【防災】

- ・ 圏域防災体制の充実
- a 取組みの内容

圏域の防災力の向上を図るため、圏域住民の防災意識の向上、災害に対応できる職員の技術向上の体制を整備する。

- b 甲の役割 防災体制の充実に向け、中心的な役割を担う。
- c 乙の役割

圏域の防災体制の充実に取組む。

【環境】

- ・総合的な環境・エネルギー対策の推進
- a 取組みの内容

圏域住民、民間企業、研究機関、関係団体等多様な主体との連携のもと、圏域 全体で二酸化炭素等の温室効果ガスの排出量の削減や、クリーンエネルギーの 普及の拡大、緑化及び緑地の保全等を推進する。また、圏域河川の水質保全、 自然環境の保護活動、リサイクル等によるごみの減量対策や適正な処理等の環 境対策を広域的・効果的に実施する。

- b 甲の役割
 - (a)関係機関と連携し、温室効果ガスの排出量削減に取組むとともに、クリーンエネルギーの普及の拡大、緑化及び緑地の保全等を推進する。
 - (b) 圏域住民等と連携し、圏域を流れる河川の水質保全のため、河川等の水質

汚染を監視し、効果的な保全対策を行うとともに、自然保護活動等を推進する。

(c)圏域住民や民間企業等が行う、ごみの排出量削減、再利用、資源化等、環境 に関わる活動を支援する。

c 乙の役割

- (a)関係機関と連携し、温室効果ガスの排出量削減に取組むとともに、クリーンエネルギーの普及の拡大、緑化及び緑地の保全等を推進する。
- (b)圏域住民等と連携し、圏域を流れる河川の水質保全のため、河川等の水質 汚染を監視し、効果的な保全対策を行うとともに、自然保護活動等を推進する。
- (c)圏域住民や民間企業等が行う、ごみの排出量削減、再利用、資源化等、環境 に関わる活動を支援する。

【男女共同参画】

- •男女共同参画推進
- a 取組みの内容

圏域における男女共同参画社会の形成を促進するため、合同研修等を実施し、 職員の資質向上と圏域の人づくりを行う。

b 甲の役割

男女共同参画社会の形成に向け、圏域の人づくり及び職員の資質向上のために必要な調査・研究、合同研修、啓発等を実施する。

c 乙の役割

男女共同参画社会の形成に向け、圏域の人づくり及び職員の資質向上のために必要な調査・研究、合同研修、啓発等を実施する。

(イ) 結びつきやネットワークの強化

【地域公共交通】

- ・圏域公共交通の整備
- a 取組みの内容 圏域内を便利に移動できる公共交通網を整備する。
- b 甲の役割

圏域内公共交通を維持・確保するとともに、圏域公共交通網の整備において、

中心的な役割を担う。

c 乙の役割

圏域内公共交通を維持・確保するとともに、圏域公共交通網の整備に向けた各種事業に取組む。

【デジタル・ディバイドの解消へ向けた ICT インフラ整備】

- ・広報連携による情報提供
- a 取組みの内容

圏域内の情報を共有し、相互に発信するほか、行政区の枠組みを越えた広域連携による情報発信を行う。

b 甲の役割

中心的な役割を担い、圏域内の情報を共有・発信するほか、コミュニティ FM 等の地域情報発信媒体を活用し広域連携によるプロモーション等の情報発信を推進する。また、災害時は同媒体を活用し、圏域内の情報の共有を図る。

c 乙の役割

圏域内の情報を共有・発信するほか、コミュニティ FM 等の地域情報発信媒体を活用し広域連携によるプロモーション等の情報発信を推進する。また、災害時は同媒体を活用し、圏域内の情報の共有を図る。

(ウ)圏域マネジメント能力の強化

【圏域内市町村の職員等の交流】

- ・定住自立圏構想推進に係る会議の設置
- a 取組みの内容

定住自立圏構想で取組む事業の進捗状況や今後の展望について研究・検討を 行う会議を設置し、事業の積極的な推進を図る。

b 甲の役割

事業に関する情報収集を行い、関係者との調整を図る会議を開催する。

c 乙の役割

事業に関する情報収集を行い、関係者との調整を図る会議を開催する。

【ヒトづくり】

- ・里山人材の育成
- a 取組みの内容 里山文化の住民理解の促進及び里山地域の関係人口創出を図る。
- b 甲の役割 地域の里山資源を生かした人材育成に関する取組みを行う。
- c 乙の役割 地域の里山資源を生かした人材育成に関する取組みを行う。

(事務執行にあたっての連携、協力及び費用負担)

- 第4条 前条に規定する取組みを推進するため、甲及び乙は、相互に役割を分担して連携 し、又は協力して事務の執行にあたるものとする。
- 2 前条に規定する取組みを推進するため、甲及び乙は、必要な経費が生じるときは、相互の受益の程度を勘案し、当該費用を負担するものとする。
- 3 第1項の規定により必要となる手続き及び人員の確保に係る負担並びに前項に規定する費用の負担については、その都度甲及び乙が協議して別に定めるものとする。

(協定の変更)

第5条 この協定の規定を変更しようとする場合は、甲及び乙が協議の上これを定めるものとする。この場合において、甲及び乙は、あらかじめ議会の議決を経ることとする。

(協定の廃止)

- 第6条 甲又は乙は、この協定を廃止しようとする場合は、あらかじめ議会の議決を経た上でその旨を他方に通知するものとする。
- 2 前項の通知は、書面によって行い、議会の議決書の写しを添付するものとする。
- 3 この協定は、第1項の規定による通知があった日から起算して2年を経過した日にその効力を失う。

(疑義の解決)

第7条 この協定に関し疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が署名捺印の上、それ ぞれ各1通を保有する。

令和3年4月1日

甲 美濃加茂市太田町3431番地1 美濃加茂市

美濃加茂市長

乙 加茂郡東白川村神士548番地 東白川村

東白川村長



Walkable City Minakama